

A

ccounting

会計教育研究

Vol.8

会計教育研究所 設立10周年記念号

- ◆初代所長榎岡源一郎先生と会計教育研究所設立後の主な成果
 - 榎岡源一郎先生と会計教育 谷川 喜美江 1
 - 榎岡源一郎先生の会計教育指導論 渡邊 圭 2

- ◆2021年度 会計教育研究所の活動 谷川 喜美江 3

- ◆第8回会計・税務研修会報告
 - 電子インボイスの導入と活用 中村 元彦 4

- ◆研究プロジェクト報告
 - ICT化の進展と会計教育に関する研究 谷川 喜美江 10

 - 職業会計人と大学生の会計教育に対する認識の差異
-超スマート社会での会計教育への普遍性と今後の可能性- 久保田 俊介 18

- ◆会計教育研究論文
 - 新しい雇用形態の導入から求められる大学の会計教育について
-個人事業主化した従業員の自己責任- 渡邊 圭 24

 - 高等学校における簿記教育の一斉学習に関する課題
-複数少人数制授業の提案- 相原 安澄 30

- ◆2021年度 瑞穂会報告 35

会計教育
研究所



会計教育研究所
初代所長

榊岡 源一郎 先生

(2012年4月就任～2021年3月退任)

2012年4月 会計教育研究所設立

10周年

会計教育研究所設立後の主な成果

2015年

第65回
税理士試験
学部在学中
5科目試験
合格!



2020年

令和2年
公認会計士試験
3年次
論文式
合格!



2012年
～
2021年

税理士試験科目合格者
累計延べ80名

簿記論	44名
財務諸表論	29名
消費税法	4名
法人税法	1名
相続税法	1名
国税徴収法	1名

2012年6月
～
2021年11月

日商簿記検定
1級合格
累計
124名

日商簿記検定
2級合格
累計
588名

日商簿記検定
3級合格
累計
549名

全国大学対抗簿記大会

(資格の大原/大原大学院大学主催)

団体戦1級 全国優勝10回

2015年11月から史上初の9連覇達成!

2014年5月第53回 / 2015年11月第56回

2016年6月第57回 / 2016年11月第58回

2017年6月第59回 / 2017年11月第60回

2018年6月第61回 / 2018年11月第62回

2019年6月第63回 / 2019年11月第64回※

※2019年11月大会以後はコロナウイルス感染拡大のため開催がありません。

TAC簿記チャンピオン大会

(資格の学校TAC主催)

全国団体賞1級 優勝3回

2018年6月大会 / 2020年11月大会
2021年6月大会

全国個人賞1級 優勝1回

2021年6月大会

全国大学対抗簿記大会

(資格の大原/大原大学院大学主催)

個人戦1級 全国優勝8回

2014年 5月 第53回 / 2016年 6月 第57回
2016年11月 第58回 / 2017年 6月 第59回

2017年11月 第60回 / 2018年11月 第62回
2019年 6月 第63回 / 2019年11月 第64回



梶岡源一郎先生と会計教育

会計教育研究所所長
谷川 喜美江

千葉商科大学会計教育研究所は、梶岡源一郎先生を初代所長として、その前身である会計教育研究実践の場「瑞穂会」(2005年(平成17年)設立)を併設し、2012年(平成24年)年4月に設立しました。そして、2022年(令和4年)3月に10周年を迎えます。

初代所長梶岡源一郎先生は、「瑞穂会」設立前から大学内での簿記検定試験対策講座及び税理士試験対策講座を開講・講師をされ、商経学部では初学者が短期間で日商簿記検定に合格するカリキュラムを設けるなど、千葉商科大学の特色ある会計教育を実現されました。そして、先生は、2012年(平成24年)4月から2021年(令和3年)3月までの9年間は会計教育研究所所長として強いリーダーシップを発揮され、史上初の全国大学対抗簿記大会(主催:資格の大原 大原大学院大学)団体戦1級の部9連覇など数々の成果を挙げました。

このように、本学の会計教育の発展にご尽力された先生ですが、先生は会計学でご高名な番場嘉一郎先生から直接ご指導を受け、大学院での厳しい研究生活を送られたと聞いております。時々懐かしそうに番場先生の厳しさとやさしさが感じられるエピソードを先生はお話くださり、興味深く拝聴しておりました。

そして、厳しい大学院での研究生活を経て、先生が千葉商科大学商経学部にて専任講師として着任されたのは1979年(昭和54年)4月でした。その後、助教授(1982年(昭和57年)4月～1988年(昭和63年)3月)、教授(1988年(昭和63年)4月～2021年(令和3年)3月)を経て、2021年(令和3年)3月に退職されるまでの42年間の長きに亘り、本学の教育、研究、学内行政にお力を尽くされました。学内行政では、会計教育研究所所長の他、就職指導部長4年(1995年(平成7年)4月～1999年(平成11年)3月まで)、商学科長6年(2006年(平成18年)4月～2008年(平成20年)3月まで、2010年(平成22年)4月～2014年(平成26年)3月まで)、副学長2年11ヶ月(2018年(平成30年)5月～2021年(令和3年)3月まで)、教育改革センター長2年(2019年(平成31年)4月～2021年(令和3年)3月まで)など要職を歴任されました。特に学科長6年という先生は他にはおられません。

また、先生のゼミナールは毎年高い人気で、公認会計士、税理士の他、教員、会社の取締役、航空会社の運航乗務員など様々な分野で活躍するゼミ生を輩出しました。そして、先生を慕う者は多く、先生の還暦パーティーには90名を超える卒業生が集まりました。集まった者は皆、研究指導よりも先生の税理士試験対策講座やゼミ合宿でのエピソードに花を咲かせ、「先生には研究よりも人生で大切な何かをご教示いただきました!」と話しておりました。私も先生のゼミナールに所属し、ご指導をいただいたひとりです。

現在、先生は教育、研究、学内行政などの業績から2019年(平成31年)4月に名誉教授に、2021年(令和3年)4月には学校法人千葉学園顧問にもなられました。先生の本学会計教育へのご貢献に改めて感謝申し上げますとともに、引き続き会計教育はじめ本学の発展のためにご指導を賜りたくお願い申し上げます。

梶岡源一郎先生の会計教育指導論

基盤教育機構准教授

渡邊 圭

梶岡源一郎先生は、千葉商科大学で上級簿記、連結会計論など、高度な学問領域における財務会計の正課講義科目を長きに渡りご担当されました。先生の講義を見学するために、何回も教室へ伺い、学生指導の参考にさせて頂きました。先生は、学生を指導する際に、「簿記の学びを通して、自ら問題を発見し解決させることが重要である」と言われており、作成された講義資料は、そのお考えが明確に反映されていて大変勉強になりました。

キャリア教育の権威である鹿嶋研之助先生は、「生徒が各教科や科目の学ぶ意義や大切さを理解し、その学習に意欲的に取り組む指導・援助は、各教科、科目の学習、それを担当する教師に委ねられなければならない」と主張されていますが、梶岡源一郎先生はキャリア教育の重要性が問題提起される前から、簿記・会計科目を通して実践されていました。先生が作問した問題は、基本的な論点でも本質的な理解がなければ解答することができず、講義中の演習時間に解答することが難しく、プリントを自宅に持ち帰り、深夜まで解き方を考えたこともありましたが、この経験が現在の学生指導に活かされています。

また、先生の講義では、伝統的な商品売買取引や学術書で考察されている記帳方法を講義に取り入れ、極めて高度な会計領域の論点を学生に習得させています。これらの論点は、税理士試験簿記論で毎回出題されていることから、瑞穂会で税理士講座を受講している学生には必ず、先生の講義科目を履修するよう指導しています。先生の指導法は、勘定科目の名称に至るまで考究されており今後の会計教育にも不可欠なものです。これからも、先生の指導法を基軸として、自身の学生指導を確立していきたいと考えています。

さらに、会計諸原則の考え方を学生に習得させる時は、身近な例を用いてわかりやすく御教授されていました。学生にとって会計は身近な学問ではあると思いますが、講義内容を習得させるためには相当の教材研究を要します。先生の講義を受けている学生からは「会計学の本質を理解することができた」、「会計学を通して人の生き方を学ぶことができた」等のコメントがあり、教材作成の精度の高さがうかがえます。問題に対する解答を上手く導くことができない学生に対しては、丁寧に質疑応答をされており、学生の視点に立ち指導されているところも見習わなくてはなりません。

会計教育以外にも様々なことを先生から学ばせて頂き本当に感謝しております。この先も、先生の教えを学生に伝えられるよう指導に精進して参りますので、これからも御指導御鞭撻の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

2021年度 会計教育研究所の活動

谷川 喜美江

会計教育研究所の前所長である榎岡源一郎先生に代わり、本年度から所長を務めさせていただいております谷川喜美江です。どうぞよろしくお願いいたします。

千葉商科大学会計教育研究所は、2012年4月に設立し、2022年3月で10年を迎えます。本研究所は、会計及び商業教育に係る研究会や研修会、研究プロジェクトを行い、その成果を本学学生ばかりでなく社会に還元しております。

本学は開学以来、税理士や公認会計士といった会計の専門家を多く輩出し、そのOB団体である「CUC会計人クラブ」のメンバーは280名を超えています。本研究所では「CUC会計人クラブ」と協同して、本学のOBのみならず学外の会計専門家の方々のため、千葉県税理士会及び東京税理士会並びに日本公認会計士協会の認定を受け、研修会を開催しています。

2021年度は、第8回税務・会計研修会として、講師：中村元彦教授(千葉商科大学会計ファイナンス研究科)、テーマ：『電子インボイスの導入と活用』で、「CUC会計人クラブ」に加え、千葉商科大学学長プロジェクト「CUC公開講座2021」と共催で研修会を開催しました。本年度はコロナウィルス感染の影響でオンライン(Zoom)開催となりましたが、2023年10月1日から我が国消費税にインボイス制度が導入予定とのこともあり、学内関係者に加え、学外からも多くの職業会計人の方の参加をいただきました。本研修会については、その概要を本誌に掲載しております。

また、会計教育研究所では、会計教育研究及び商業教育研究並びに企業の実態を調査研究し、これらの分野のさらなる発展のためにその成果を広く社会に還元することを目的として、研究プロジェクト(「会計教育に関する調査・研究」)を実施しています。

研究プロジェクトでは、2019年度・2020年度の2年間の調査・研究期間で「税務分野におけるICT化の進展と会計教育に関する研究」をテーマに、我が国のICT化を概観し、会計・税務実務従事者を対象にしたコロナ禍前後のICT化に関する意識調査及び瑞穂会受講学生への意識調査を実施し、ICT化が進む我が国で求められる会計教育の在り方を示すことを目的に調査・研究を実施しました。本調査・研究は、2021年3月をもって研究終了となりました。そこで、本誌において、本研究プロジェクトの最終成果報告を行っております。

そして、2021年度からは2021年度・2022年度の2年間の調査・研究期間で、「治道家的会計実践に関

する研究と教育:環境マネジメント・コントロールの展開」をテーマに新たなプロジェクトが始動しました。

次に、会計教育の実践の場である「瑞穂会」では、会計教育研究所の専任教員等による受験指導を行うことで、会計教育への関心を集め、会計教育の発展に寄与しています。「瑞穂会」で学んだ多くの学生は、日商簿記検定(3級・2級・1級)や税理士試験科目(簿記論・財務諸表論)に合格し、毎年高い合格率を維持しております。

公認会計士試験及び税理士試験科目(税法科目)は、専門学校との提携や本研究所内の自習室提供・学習法教授などのサポートを行っております。本サポートにより、在学中に公認会計士試験(論文式)に合格する学生や税理士試験(5科目)に合格する学生を輩出してきました。

さらに、2021年度は、公認会計士や税理士の会計プロフェッショナル人材の育成強化を目的とした「高度会計人材育成プログラム」が開始しました。初年度の本年度は選考の結果、公認会計士コース7名、税理士コース3名の学生が対象となりました。いずれの学生も指定の専門学校で学習しながら瑞穂会に所属することで、公認会計士及び税理士を目指す学生へのサポートを行っています。

コロナウィルス感染症の影響で、2020年度は公認会計士論文式試験の合格発表が2021年2月だったため前号で掲載ができませんでしたが、令和2年(2020年)公認会計士試験で商経学部3年(合格当時)山口晴天君が公認会計士試験に合格しました。

2021年度は瑞穂会の受験指導により、日商簿記検定試験1級に11名が合格し、日商3級及び日商2級も多くの学生が合格しました。また、2021年8月に行われた第71回税理士試験では、簿記論3名、財務諸表論5名、消費税法1名の延べ9名が税理士試験科目合格しております。詳しくは、瑞穂会報告として本誌に掲載しております。

また、瑞穂会では商業教育部門の新たな実践教育として、商業教育の職を志す者を対象とした商経教育指導者の育成も行っています。2021年度は現役で商業科教員採用試験に2名合格しました。

千葉商科大学会計教育研究所は、会計教育・商業教育に関する教育・研究活動を通じ今後一層発展していきたいと考えています。前所長であり本研究所の初代所長の榎岡源一郎先生と変わらぬご支援をお願い致します。

電子インボイスの導入と活用

中村 元彦

1. はじめに

令和5年10月1日からインボイス（適格請求書）制度が義務化される。令和3年10月から適格請求書発行事業者の登録が開始されたことから、制度の開始が身近に感じられる方も多いのではないと思う。インボイス制度が導入されると、実務においては、インボイスが正しいかどうかを確かめる必要が生じる。これは企業側だけでなく、関与している税理士・公認会計士においても同様であり、「記載項目の確認を目視や手入力で行うことは困難を伴うことが予測されるⁱ⁾」との指摘もある。企業からすると、インボイス制度の導入が売上や利益の増加につながるものではないので、電子化による効率化が求められるとともに、関与している税理士・公認会計士も効率化に加えて関与先が求めるものは何かを考える必要が生じる。

また、最近ではDX (Digital Transformation) という言葉がよく聞かれるが、請求書について考えてみると、企業において、販売管理システムや会計システムなどのITを利用していながら、発行側は請求書を紙で出力して送付するとともに、受取側も紙の請求書をシステムに入力しているⁱⁱ⁾。発行側も受取側もシステムを利用しているのに、途中でアナログの紙を利用して郵送料のコストや人件費をかけることについて、強い疑問を感じている。特に、この傾向は大企業よりも中小企業の方が割合は高いと個人的に感じており、中小企業の生産性向上の点からも対応が必要と考える。

国においても同様の問題意識は持っており、デジタル・ガバメント実行計画の中で、「ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、官民連携のもと請求データ等（電子インボイス）やその送受信の方法に関する標準仕様について合意し、会計システムも含めたシステム間でのシームレスでスムーズなデータ連携を実現するとともに、標準仕様に沿った行政システムの整備や民間の業務ソフト等の普及を支援するⁱⁱⁱ⁾」としている。ま

た、中小・小規模事業者も含めた幅広い事業者の負担軽減と社会全体の効率化を促進する必要にも触れており、電子インボイスの実現及び活用は大きな変革につながる可能性があると感じている。本稿では電子インボイスの動向について述べるとともに、活用によってどのような変化が考えられるか述べていきたい。

2. インボイス（適格請求書）制度とは

国税庁のホームページでは、適格請求書（インボイス）とは、「「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するもの^{iv)}」としている。具体的には図表1となるが、下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項となる。買手側は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となる。また売手側も、交付したインボイスの写しを保存しておく必要がある。

図表1 インボイス（適格請求書）の記載事項

適格請求書		
①	適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	
②	取引年月日	
③	取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	
④	税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率	
⑤	税率ごとに区分した消費税額等*	
⑥	書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

請求書		
株○●御中 ←⑥	△△商事㈱	登録番号 T 012345...
11月分 131,200円	①	××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	③ 2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円 ⑤
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
④	③ → * 軽減税率対象	

出典：国税庁（2021）「適格請求書等保存方式の概要」

3. 電子インボイスの動き

媒体として考えると、紙のインボイスから電子のインボイスへの変化であるが、業務で考えると、アナログ処理からデジタル処理への変化が実現可能となる。すなわち、単に、紙から電子ではなく、デジタルを前提とした業務のあり方そのものを見直すきっかけとなる可能性があると考えられる。税務上は、「適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます^v」として、電子インボイスを認めている。なお、保存の際には、電子帳簿保存法^{vi}の要件に基づく必要がある。

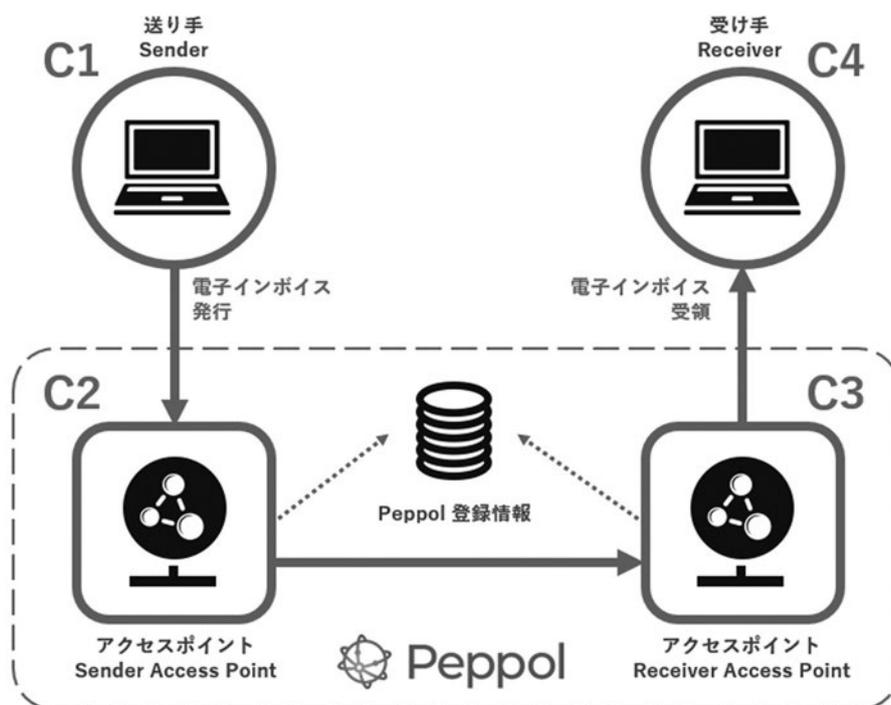
電子インボイスについては、データの連係のためにも標準化が重要であり、この標準化については「電子インボイス推進協議会（英語名称：E-Invoice Promotion Association）」（以下、EIPAという。）が中心となって検討を行っている。標準化に関しては、国際標準規格「Peppol（ペポル）」をベースとして電子インボイスの日本標準仕様（以下、日本版Peppolという。）を策定している。Peppolは、電子インボイスなどの電子文書をネットワーク上で授受

するための国際的な標準規格であり、欧州各国をはじめ、シンガポール、オーストラリアなど世界30か国以上で採用されている。

図表2がPeppolの仕組みであるが、ユーザー（売手（C1））は、自らのアクセスポイント（C2）を通じ、Peppolネットワークに接続し、買手のアクセスポイント（C3）にインボイスデータを送信し、それが買手（C4）に届くという流れであり、電子メールをイメージすると分かりやすいのではないと思われる。なお、2021年9月にPeppolの管理団体であるOpen Peppolの正式メンバーにデジタル庁がなり、行政機関に設置された管理局（Peppol Authority）として管理・運用していくことになる。

EIPAには会計ソフトメーカーなどのITベンダ等が正会員として参加しているとともに、特別会員として日本公認会計士協会や日本税理士会連合会等も参加しており、筆者も特別会員（個人）として参加している^{vii}。今後のスケジュールであるが、2021年12月に電子インボイス国内標準仕様（初版）が公開され、ITベンダはソフトの開発に着手すると考えら

図表2 Peppolの仕組み



出典：電子インボイス推進協議会ホームページ
<https://www.eipa.jp/peppol>、2022年1月7日ダウンロード

れる。2022年の秋には各企業がシステム運用できる状態をEIPAでは想定している。2023年10月がインボイス制度の開始であるが、システム開発という点からは残されている時間は短い^{viii}。

日本特有の論点としていくつか生じているが、本稿では都度請求書と合算請求書について述べる。海外では納品後すみやかに請求書を作成する、すなわち「1納品書＝1請求書」（以下、都度請求書という。）が一般的である^{ix}。これに対して、日本特有とされているものとして、複数の納品書をもとに、20日締め、月末締めなど所定のタイミングで合算されて生成される、すなわち「N納品書＝1請求書」（以下、合算請求書という。）の利用が多い。合算請求書については、日本版Peppolで対応する必要があるが、電子インボイス国内標準仕様にも反映されているが、「デジタルを前提とすると、中長期的には合算請求書から都度請求書にシフトする^x」とEIPAでは考えている。そもそも、合算請求書は、手作業の集約化や郵送費用の削減のためであり、経営のリアルタイム化の観点からは、本来は都度請求書の方が望ましいのではないかと考える。

4. 電子インボイスで何が変わるのか

電子インボイスで目指すものとして、単に紙のインボイスを電子インボイスにするのではなく、企業

の業務プロセスのデジタル化、特にバックオフィス業務の効率化があげられる。「1. はじめに」でも述べたが、中小企業でのよくあるパターンとして、図表3に記載の点があると考えられる。アナログからデジタル化されることにより、処理の自動化が可能となり、効率化は当然であるが、必要な情報も早く入手することが可能となり、分析も容易となる。大企業では当たり前の、会計情報を中心に経営のために企業情報を活用するということが中小企業でも実現することになるのではないかと考えている。

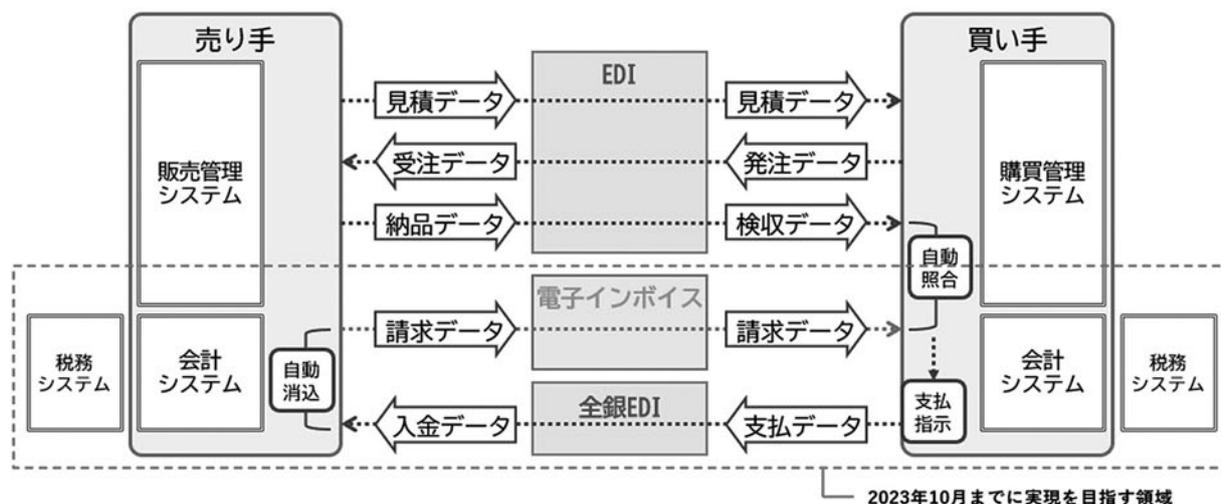
図表3 中小企業でのよくあるパターン

- ・FAXでの受発注^{xi}
- ・業務システムで作成した請求書を紙に印刷し、郵送する(売手側)
- ・受け取った請求書を見ながら、業務システムに入力する(買手側)
- ・紙の証憑書類に基づいて、会計システムに入力する

出典：筆者作成

理想の姿は、第一段階として、図表4の点線で囲まれている範囲のように、電子インボイスの利用を通じて請求から支払、さらに後工程の入金消込業務までシームレスにデータ連携されることで、バック

図表4 バックオフィス業務全体のデジタル化



出典：電子インボイス推進協議会ホームページ

オフィス業務の効率化を図ることが可能となる。さらに、第二段階として図表4における全体図のように、電子インボイスの普及によって事業者の業務デジタル化が加速し、前工程である見積・受発注までもデジタル化が波及することが最終的な理想の姿となる。この段階では、取引全体のデジタル化ということができる。

最近の会計ソフトには、インターネットバンキングやクレジットカード、POSレジなどの情報を元に自動で会計仕訳を作成する機能を備えているものが出てきている。また、紙の領収書や請求書をスキャナーなどで読み取り、自動で会計仕訳を作成する機能を持つケースもある。これが電子インボイスになると、デジタル化されるとともに標準化されているため、仕訳の自動化は容易になると想定できる。インターネットバンキングとのAPI連携も進んでおり、債権に対する入金消込作業も自動化^{xii}できると、特に小口の債権が多い中小企業の業務効率化につながると考える。

EDIに関しても、業界EDIが現状では中心であるが、国連CEFACTに準拠した共通辞書を用いた業界横断EDIとなる中小企業共通EDIの動きもある。中小企業白書(2021年版)では、「2023年10月にインボイス制度が実施されると、電子インボイスとして認められるEDI取引が重要になり、急速に普及する可能性がある^{xiii}」との記載もあり、EDIへの移行が期待できる。FAXと比較すると、入力誤りや発注漏れなどの人的ミスの軽減、効率化・コスト削減に加えて、保存した取引データの検索による効率化という経営への活用にもつながるだけに、販売・購買システムにおける情報の活用が、経営者の武器に活用されることが期待できる。

5. おわりに

電子インボイスを導入し、活用した未来の姿を意識しながら述べてきたが、バックオフィス業務の効率化が図れた際に、そこに関わる人はどのように変化するかを会計・税務業務に焦点を当て述べたい。人工知能(AI)やロボット等で代替可能となる職業に経理事務員や会計監査係員^{xiv}など会計業務関連が入り、多くの議論がここ数年起きている。確かに、単純な定型的な業務はITに代替されてしまうと考

えるが、会計・税務業務に求められているのは、単なる仕訳作成業務ではない。

経営者への助言は経理担当者や顧問の税理士・公認会計士においてより重要となってくるが、これもITを活用することによって、より実施しやすくなると考えている。例えば、会計ソフトには標準的に経営分析の機能が付いており、単なる比率分析にとどまらず、損益分岐点分析やABC分析など本格的な機能などもある。会計ソフトを利用しているユーザーでもこのような機能があることを知らないことも多いのではないかと思う^{xv}。経理担当者や顧問の税理士・公認会計士は、単にこれらの分析結果を経営者に伝えるだけではなく、なぜこのような結果となっているかを説明することが可能であり、経営者の参謀の役割を果たすことができるのではないだろうか。

このように考えると、電子インボイスをきっかけとするデジタル化によるバックオフィス業務の効率化は、会計業務・税務業務を守りから攻めに転換する第一歩になるのではないだろうか。大企業ではすでに行われている、会計情報の分析と活用がより高度化するとともに、中小企業でも仕訳の自動化による会計情報作成の効率化・早期化により会計情報の分析と活用が一般的となると考えている。企業を取り巻く外部環境が複雑性を増す中、経営者は自らが設定した仮説を情報に基づいて検証し、適切に軌道修正を図る必要があり、根拠となる適切な情報をいかにタイムリーに入手できるかが重要である。中小企業もこれが容易となることは、中小企業においては大きなチャンスと考えられる。

経理担当者や顧問の税理士・公認会計士は当然ながら、求められるスキル・能力・知識は変化していくことになり、大学も含め教育機関の役割は大きいと考える。会計ソフトから出力される仕訳データなどの標準化の動き^{xvi}もあり、会計情報のビッグデータ化とAIによる分析は今後進んでいくと思われる。それだけに、仕訳の作成技術も必要ではあるが、会計情報をどのように分析して、経営に活用するためのアドバイスにつなげていくかという方向に重点を移す必要があるのではないだろうか。最近では就職におけるコンサルティング業務への希望が多い状況だが、このように考えると経理担当者や顧問の税理

士・公認会計士に求められているものもコンサルティングの要素が高く、若手の希望の業務と言えるのではないかと考える。前向きに考えると、会計・税務には明るい未来が広がる。

-
- i 東京税理士会 (2021)「電子帳簿保存法、令和3年度改正について」情報通No.772
https://www.tokyozeirishikai.or.jp/common/pdf/tax_accoutant/jyoho/2021_05.pdf
2022年1月7日ダウンロード
 - ii アンケート調査では、請求書のやり取りに用いている手段として、紙を郵送82.9%、紙をFAX 17.3%とアナログの手段が大多数であり、PDF等電子化の上メール送付23.9%、請求書電子化クラウドサービス4.1%、電子受発注システム8.7%とデジタルでの処理は一般的とはなっていない。
調査対象：中小企業基本法の定義に基づく全国の中小企業・小規模事業者20,000社
回収数：2,801件、回収率：14.0%
公益財団法人全国中小企業振興機関協会 (2021)「ポストコロナ時代における規模別・業種別に見た中小企業の経営課題に関する調査報告書」42頁
https://www.zenkyo.or.jp/chiiki/docs/chosa/houkoku_2021-3.pdf
2022年1月7日ダウンロード
 - iii IT総合戦略本部 (2020)「デジタル・ガバメント実行計画」81頁
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/2020_dg_all.pdf
2022年1月7日ダウンロード
 - iv 国税庁 (2021)「適格請求書等保存方式の概要」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>
2022年1月7日ダウンロード
 - v 国税庁 (2021)「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」問28
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>
2022年1月7日ダウンロード
 - vi 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
 - vii 2022年1月25日現在、正会員146社、特別会員(団体)8社、特別会員(個人)8名。
 - viii 例えば、疎通テストとして電子インボイスがネットワーク上でやり取りできるかの確認をするなど、残っている課題はまだ多いと考えている。
 - ix 実務では納品書そのものは存在しないこともあるが、その場合には、納品書に相当するデータをもとに生成される。
 - x 電子インボイス推進協議会 (2021)「日本版Peppolの実現に向けて」
<https://web.gogo.jp/library/59a542ac4afe427b0dbd94f3/60def10efc23d7706006ce9.pdf>
2022年1月7日ダウンロード
 - xi 受注方法として、FAX 69.7%、電子メール67.9%、電話66.5%、EDI 16.1%、Web EDI 14.8%となっており、FAXが最多となっている。
調査対象：中小企業10,000社
回収数：2,832社、回収率：28.3%、なお、受注方法についてはn=2,609
帝国データバンク (2019)「経営診断ツールの認知・活用状況及び、決済・資金調達の実態に関する調査」調査報告書(経済産業省委託事業) 50頁
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000332.pdf
2022年1月7日ダウンロード
 - xii 企業間の振込電文をXML電文(ISO20022)を利用し、支払企業から受取企業に振込を行う際に、様々なEDI情報(支払通知番号・請求書番号など)を添付可能とする全銀EDIシステム(ZEDI)が、2018年12月から稼働している。インターネットバンキングの情報に対応していると、例えば、複数の請求がまとめて振り込まれた場合でも、どの請求に対する振込であるかが明確になるため、より効率化につながると考える。
 - xiii 中小企業庁 (2021)「中小企業白書」II-268頁
https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho/04Hakusyo_part2_chap2_web.pdf
2022年1月7日ダウンロード
 - xiv 例えば、株式会社野村総合研究所が2015年12月に公表したプレスリリース(日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に)などがある。
https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf
2022年1月7日ダウンロード

xv 筆者が会計大学院で会計情報システム論の授業を担当しているが、弥生会計の実習として経営分析を行った際に、学生から今まで利用してきたが、このような機能があることを知らなかったという話を何度も聞いている。

xvi 例えば、ISO21378「監査データ収集」
<https://www.iso.org/standard/70823.html>
2022年1月7日ダウンロード

プロフィール



中村 元彦

千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授

慶應義塾大学経済学部経済学科卒業、千葉商科大学大学院政策研究科博士課程単位取得退学(博士(政策研究))

著書：『IT会計帳簿論』白桃書房(日本内部監査協会「青木賞」受賞)、『中小上場会社の内部統制－実務上の課題と提言－』(共著) 同文館など

「ICT化の進展と会計教育に関する研究」

谷川 喜美江

- I 研究目的と研究概要
- II 我が国会計・税務におけるICT化の現状と動向
- III 会計・税務実務におけるコロナ禍の影響
- IV コロナ禍がICT化に与える影響
- V コロナ禍前後におけるICT化に関する意識調査
- VI コロナ禍前後における大学教育に関する意識調査
- VII むすび

I 研究目的と研究概要

我が国の会計・税務分野におけるICT化は著しい。そこで、本研究プロジェクトは、我が国のICT化と会計教育の在り方を明らかにすることを目的とし、研究に着手した。

本研究プロジェクトの研究期間は、2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間であり、久保田俊介（千葉商科大学基盤教育機構助教）及び私、谷川喜美江（千葉商科大学商経学部准教授）をメンバーに研究を行った。

研究着手当初、本研究プロジェクトは主要諸外国、特にフランスにおけるICT化と会計教育の動向に関する研究を行い、これらを我が国に取り入れることで、会計教育の発展に寄与することを主眼に研究を行ってきた。しかし、2020年3月以降コロナウイルス感染症の拡大（以下「コロナ禍」とする。）が顕著となったことで、我が国におけるICT化、とりわけ行政におけるICT化が急務となった。これに伴い会計・税務実務も、コロナ禍以降、より急速にICT化が進んだ。

そこで、本研究プロジェクトでは、研究の主眼を当初のフランスをはじめとする主要国のICT化と会計教育の動向から、我が国におけるコロナ禍がICT化に与える影響と会計教育の研究に移し、研究を継続することとした。

本研究では、まず、我が国の会計・税務におけるICT化を概観し、そして、コロナ禍における会計・税務実務のICT化を調査するため、コロナ禍前の2019年10月及びコロナ禍後の2021年3月に企業

の会計や税務、経理に携わる者に対するICT化に関する意識調査（『ICT化に関する意識調査』）、2020年11月に公認会計士又は税理士の資格を保有し監査法人・会計事務所（個人・法人）に勤務する者に対するコロナ禍の影響に関する調査（『会計・税務実務におけるコロナ禍の影響に関する調査』）を実施した。

まず、本稿では、これらの調査に基づき、我が国におけるICT化の動向と会計教育のあり方を報告する¹。

次に、会計教育研究実践の場である瑞穂会で資格取得を目指す受講生に調査を実施し、企業の会計や税務、経理に携わる者との認識の相違及び会計教育における課題を提示する。本研究は、久保田が成果報告を行う。

II 我が国会計・税務におけるICT化の現状と動向

我が国では、首相の諮問機関である臨時行政改革推進審議会が、「著しく立ち遅れているわが国の行政情報化について、個人情報の保護に万全を期しながら、一層積極的かつ戦略的に推進するとともに、併せて、税務行政情報公開の推進についても、さらに検討を進めるべきである。」²と、1993年10月の『第3次行革審最終答申』で示したことから、税務行政をはじめとする行政のICT化を進めてきた。

この答申を受け、我が国では税務手続きのオンライン化等の税務行政におけるICT化を行い、2004年に電子申告・電子納税（以下「電子申告」とする。）の運用を開始した。しかし、我が国の電子申告は、導入当初利便性の問題があり、利用が限定的であった。

そこで、規制改革推進会議行政手続部会は、2017年3月29日に『行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～』、その後の2018年4月24日に『行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）』を公表し、行政手続簡素化の3原則のひとつとして行政手続の電子化の徹底を示した。

さらに、我が国では、新たな技術の利用と手続き見直しを行い、省庁を横断して利便性を高めることを、2017年6月9日の政府成長戦略『未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—』で示し

た。

このような中、国税庁でもICT化を進めるべく、2017年6月に『税務行政の将来像～スマート化を目指して～』を公表し、おおむね10年後の我が国の税務行政の将来像(スマート税務行政)を示した³。その後、2018年6月20日及び2019年6月21日、国税庁は2017年に示した将来像のうち実現した取組みや今後の課題、最近の取組み状況等を公表している⁴。

また、財務省及び総務省でもICT化を図るため、2017年6月30日に『「行政手続コスト」削減のための基本計画』を公表した。そして、財務省はその後の2018年4月9日及び2019年6月28日に、総務省は2018年3月及び2019年3月に、本計画を改定・公表している。この『「行政手続コスト」削減のための基本計画』に基づき、2018年度税制改正で2020年4月1日開始の事業年度(課税期間)以降、大法人の電子申告義務化等の税制改正を行い、電子申告の利用拡大を行った。

このように、我が国では税務行政のICT化を進めてきたが諸外国と比べるとその導入は遅れており、2020年3月以後のコロナ禍で行政情報システムの抱える課題が顕著となった。このため、我が国政府はICT化をよりスピーディーに進めるため、2020年12月25日『デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針』を閣議決定し、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(以下『IT基本法』とする。)の全面的な見直しと、デジタル社会に関する施策を推進するためデジタル庁を設置することを示した。

さらにその翌年の2021年6月18日、政府は『デジタル社会の実現に向けた重点計画』を閣議決定し、デジタル社会形成基本法の施行を見据えて本法に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」に盛り込むべき事項を提示しながら、IT基本法に規定する重点計画及び官民データ活用推進基本法に規定する官民データ活用推進基本計画を策定、さらに、デジタル庁の創設後はデジタル社会形成基本法に基づく「新重点計画」を策定するとした。

これを受け、国税庁は2017年6月の『税務行政の将来像』を改定し、2021年6月11日『税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー』を公表した。これは、税務行政のデ

ジタル・トランスフォーメーションとして、デジタルを活用した国税手続や業務の在り方の抜本的な見直しに取り組む方針を明らかにするとともに、前回示した目指すべき税務行政の将来像をアップデートしたものであった。具体的には、納税者が税務署に行かずとも確定申告や申請・届出、相談等が完結するシステムの構築、AIやデータ分析の活用、Web会議システムによるリモート調査等を活用した課税や徴収の効率化・高度化の取組み、そしてこれらを実現するためのインフラ整備等を示すものであった。

以上のように、我が国の税務行政は、コロナ禍前からICT化を進めていたが、コロナ禍によりスピーディーにICT化を進めることとなった。

III 会計・税務実務におけるコロナ禍の影響

ー公認会計士・税理士に対する調査結果ー

コロナ禍が、我が国の税務・会計実務の業務や採用に影響を与えているか否か及びICTの導入に関する調査を行うため、『会計・税務実務におけるコロナ禍の影響に関する調査』を行った。ここでは、本調査結果に基づき、コロナ禍の影響を分析する。

本調査は、2020年11月、公認会計士及び税理士を対象に調査を実施した(詳細は【図表1】参照)。本調査結果については、既に本研究論集の前号にて報告済み⁵であることから、ここではその概要を示すにとどめる。

【図表1】会計・税務実務における
コロナ禍の影響に関する調査概要

調査目的	会計・税務実務における コロナ禍の影響に関する調査	
調査日	2020年11月9日～2020年11月19日	
調査対象	職業	現在、公認会計士又は税理士の資格を保有し、監査法人・会計事務所(個人・法人)に勤務する者
	年齢	20歳～69歳
	調査地域	日本国内
回答数	217人	
調査方法 ^(注)	インターネットリサーチ	

(注)マクロミル社のアンケートモニターを対象としたインターネットリサーチの方法により調査

本調査によると、会計・税務実務では、コロナ禍後に業務量は増えたものの、クライアント数や採用活動に大きな変化は生じていないとの結果が得られた。

また、我が国の会計・税務実務におけるICTの利用・導入に対するコロナ禍の影響に関する調査結果では、コロナ禍前よりもコロナ禍後のほうがICTを積極的に利用・導入している者の割合が高く、利用についてはそのメリットを感じている者がデメリットを感じている者よりも高い割合となった。一方、システムに関しては、コロナ禍後ビデオ会議システムの利用割合は高くなったが、他のシステムについては大きな変化はなかった。

つまり、我が国の会計・税務実務では、コロナ禍後ICTの積極的が利用・導入を行っているが、ビデオ会議システム以外のシステム利用は限定的である。

IV コロナ禍がICT化に与える影響⁶

－企業の財務・会計・経理に携わる者への調査結果－

我が国の会計・税務のICT化が進む今、コロナ禍前後の会計や税務、企業の経理に携わる者のICT化に関する意識を調査するため、コロナ禍前の2019年10月及びコロナ禍後の2021年3月に『ICT化に関する意識調査』を実施した（【図表2】参照）。

【図表2】『ICT化に関する意識調査』

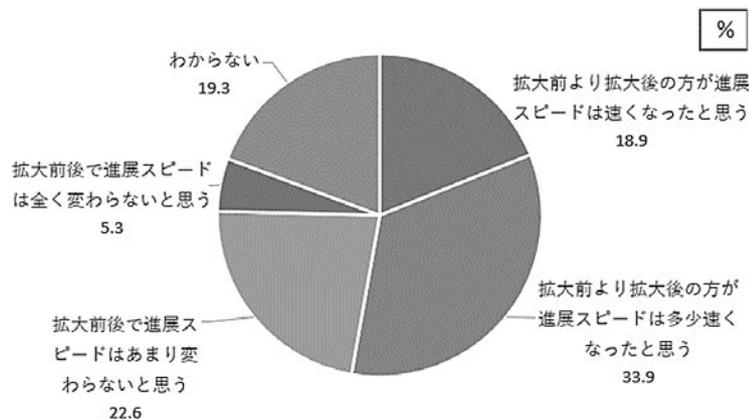
調査目的		2019年10月実施	2021年3月実施
調査日		会計や税務、企業の経理に携わる者のICT化に関する意識調査	
調査対象	職業	現在企業の財務、会計、経理に携わっている男女（税理士・公認会計士を含む）	
	年齢	29歳～79歳	
	調査地域	日本国内	
回答数		602人	618人
調査方法 ^(注)		インターネットリサーチ	

(注)2019年10月はマクロミル社のアンケートモニターを対象としたインターネットリサーチにより、2021年3月は株式会社インテージのマイティモニターへのインターネットリサーチにより調査を実施した。

本調査結果を分析するにあたり、まず、コロナ禍が会計・税務におけるICT化のスピードに影響を与えたか否かを確認したい。この点については、【図表2】の2021年3月実施の調査で「AIやICT化が進展するスピードは、コロナ感染拡大前後で変わったと思いますか?」との質問項目を設け調査を行った。本調査結果が【図表3】である。

本調査結果では、ICT化のスピードに関してコロナ禍後速くなった及び多少速くなったとの回答は52.8%、あまり変わらない及び全く変わらないとの回答は27.9%であり、コロナ禍によりICT化のスピードが速くなったとの回答が半数を超えた。

【図表3】 ICT化の進展スピードに関する調査結果



注)2021年3月に実施した『ICT化に関する意識調査』【図表2】の結果より筆者作成(榎岡源一郎・渡邊圭・谷川喜美江『スマート税務行政の進展と対応』2021年11月14日、第44回日本計画行政学会全国大会報告資料より再掲)

V コロナ禍前後におけるICT化に関する意識調査⁷

－企業の財務・会計・経理に携わる者への調査結果－

コロナ禍前後の会計や税務、企業の経理に携わる者のICT化に対する意識を、【図表2】2019年10月及び2021年3月実施の『ICT化に関する意識調査』から分析する。本調査結果が【図表4】である。

まず、「今後AIやICT化が進展すると思いますか。」との質問に対し、2019年10月の調査では、今後ICT化が進展するとの回答は87.7%、変わらないとの回答は5.6%であった。2021年3月の調査では、今後ICT化が進展するとの回答が83.3%、変わらないとの回答は12.6%であった。

また、「現在の業務の約何割がAIやICT化の進展で変わると思いますか。」との質問に対し、2019年

10月の調査では、業務内容の5割以上が変わると回答した者が64.2%と6割を超えた。2021年3月の調査では、業務内容の5割以上が変わると回答した者が58.6%と、2019年10月の結果をやや下回るがほぼ同割合であった。

そして、具体的にICT化の進展で変わると思われる業務内容について調査するため実施した「AIやICT化の進展で業務が変わっていくと思うものをすべてお選びください。」との質問に対し、2019年10月及び2021年3月の両調査とも、記帳作業や試算表・決算書類の作成、税務申告書の作成等の単純作業に関しては変わるであろうと回答した者の割合が高く、税務処理や資金繰り等のアドバイス、経営コンサルティング業務等の非単純作業に関しては変わるであろうと回答した者の割合は低かった。

このように、コロナ禍前後における会計や税務、企業の経理に携わる者への『ICT化に関する意識調査』では、両調査においてICT化が進展すると考えている者の割合やICT化で業務内容が変化すると考えている者の割合に大きな変化はなかった。

また、変化が予想される業務に関しては、両調査とも単純作業を選択する者が多い一方、非単純作業を選択する者は少なかった。

作業内容とICT化及びAIの影響については、2015年12月2日に野村総合研究所がCarl Benedikt Frey及びMichael A. Osborneと行った共同研究成果『日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に』⁸及びOECDが2016年に公表した“Automation and Independent Work in a Digital Economy”⁹でも単純作業は大きな影響が見込まれる一方で非単純作業はその影響は限定的であるとの報告がなされているところであるが、今回の「ICT化に関する意識調査」でも同様の結果が得られたのである。

VI コロナ禍前後における大学教育に関する意識調査 －企業の財務・会計・経理に携わる者への調査結果－

【図表2】2019年10月及び2021年3月実施の『ICT化に関する意識調査』よりコロナ禍前後の大学教育に対する意識を分析する。本調査結果が【図表5】である。

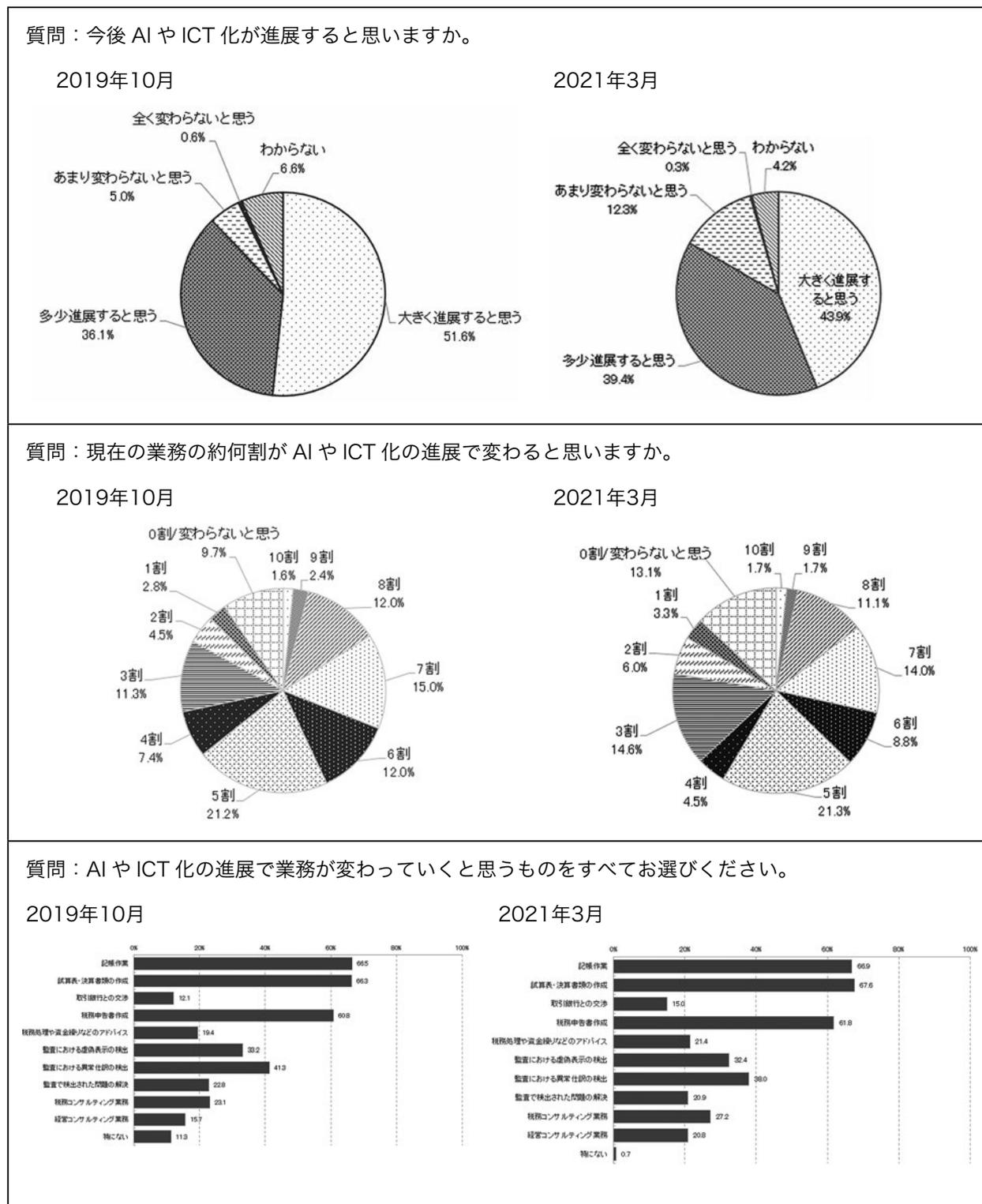
まず、「AIやICT化の進展により大学で身につ

けるべきスキルや行うべきことが変わると思いませんか。」との質問に対し、2019年10月の調査では、ICT化の進展により大学で身につけるべきスキルが変わると考えている者の割合が69.4%、変わらないと考えている者の割合は20.6%であった。2021年3月の調査では、変わると考えている者の割合は68.1%、変わらないと考えている者の割合は23.6%であった。

次に、「AIやICT化が進んだ場合、あなたと同じ職種を志す学生が、学生のうちに身につけた方がよいと思う能力や資格をすべてお選びください。」との質問に対して、2019年10月の調査では、ICT化が進展した場合に学生が身に付けるべき能力としては、コミュニケーション能力が57.1%、データ解析・分析スキルが35.6%、情報収集力は32.5%と会計に関するスキル26.9%や税務に関するスキル22.3%よりも高い割合であった。2021年3月の調査では、2019年10月同様コミュニケーション能力が59.8%と最も高く、次いでデータ解析・分析スキルが38.7%、情報収集能力37.9%で、会計に関するスキル26.9%や税務に関するスキル24.9%よりも高い割合となった。

本調査では、ICT化の進展により大学で身につけるべきスキルは変わるとの回答が両調査とも約7割となった。また、両調査とも、学生のうちに身につけたほうがよいと思う能力は、コミュニケーション能力が最も高く、さらにデータ解析・分析スキル、情報収集能力等の情報関連項目が会計や税務に関するスキルよりも高い割合となった。

【図表4】『ICT化に関する意識調査』調査結果 -ICT化に関する意識調査-



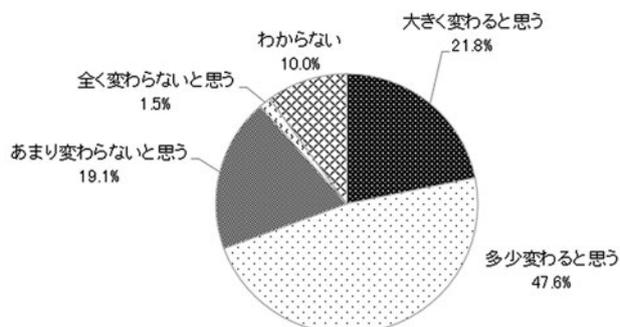
注) 2019年10月及び2021年3月に実施した『ICT化に関する意識調査』結果より筆者作成

(税務会計研究会(谷川喜美江『ICT化の進展と税務会計教育に関する研究』2020年10月11日、税務会計研究会第32回大会)及び日本計画行政学会(榎岡源一郎・渡邊圭・谷川喜美江『急激な社会変化に対応する人材育成に関する研究-千葉商科大学の会計業界における人材育成を焦点として-』2020年11月17日、第43回日本計画行政学会全国大会及び榎岡源一郎・渡邊圭・谷川喜美江『スマート税務行政の進展と対応』2021年11月14日、第44回日本計画行政学会全国大会)の報告資料から一部再掲・統合し筆者作成)

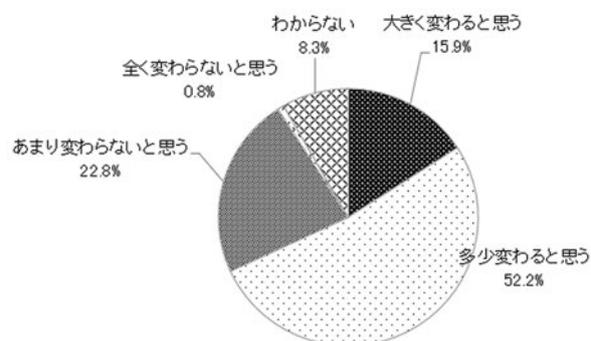
【図表5】『ICT化に関する意識調査』調査結果 - 大学教育に関する意識調査 -

質問：AI や ICT 化の進展により大学で身につけるべきスキルや行うべきことが変わると思いますか。

2019年10月

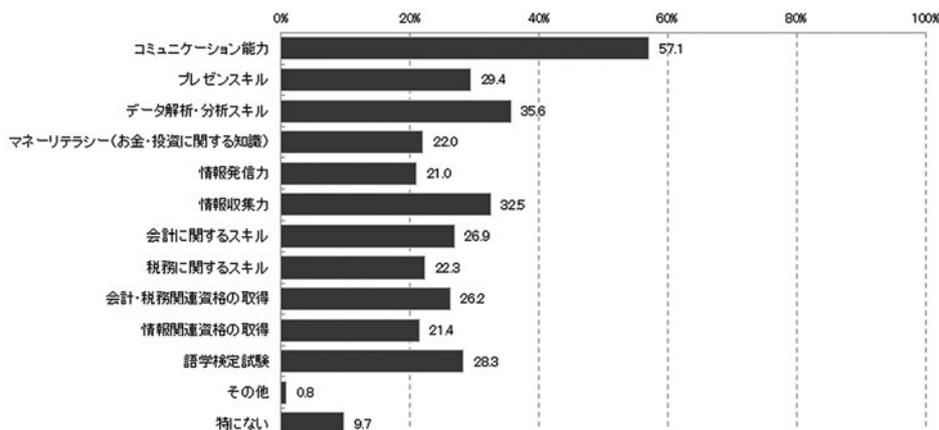


2021年3月

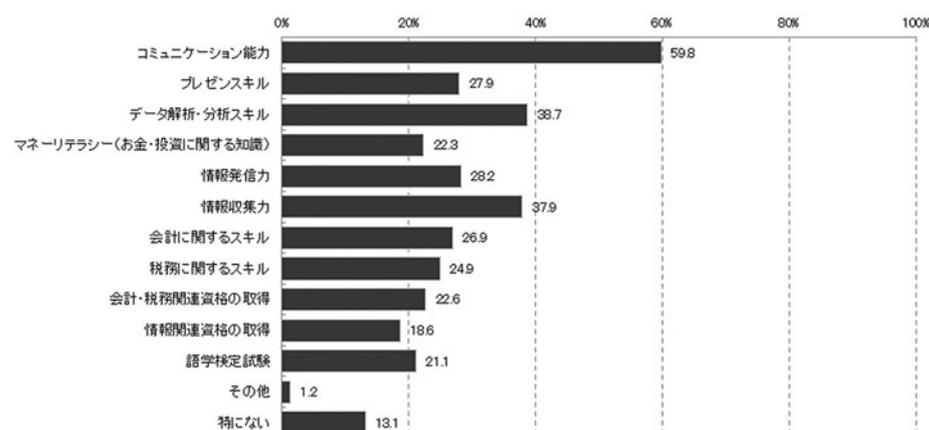


質問：AI や ICT 化が進んだ場合、あなたと同じ職種を志す学生が、学生のうちに身につけた方が良くと思う能力や資格をすべてお選びください。

2019年10月



2021年3月



注) 2019年10月及び2021年3月に実施した『ICT化に関する意識調査』結果より筆者作成

(税務会計研究学会(谷川喜美江『ICT化の進展と税務会計教育に関する研究』2020年10月11日、税務会計研究学会第32回大会)及び日本計画行政学会(榎岡源一郎・渡邊圭・谷川喜美江『急激な社会変化に対応する人材育成に関する研究-千葉商科大学の会計業界における人材育成を焦点として-』2020年11月17日、第43回日本計画行政学会全国大会及び榎岡源一郎・渡邊圭・谷川喜美江『スマート税務行政の進展と対応』2021年11月14日、第44回日本計画行政学会全国大会)の報告資料から一部再掲・統合し筆者作成)

Ⅶ むすび

我が国では、コロナ禍前から会計・税務のICT化を行ってきたが、コロナ禍でそのスピードが加速した。

このように我が国のICT化がコロナ禍後よりスピーディーに進む中で、現在、公認会計士又は税理士の資格を保有し監査法人・会計事務所に勤務する者の意識を調査するため、『税務・会計実務におけるコロナ禍の影響に関する調査』を実施した。本調査結果では、会計・税務における業務や採用に関するコロナ禍の影響は限定的であったが、コロナ禍後積極的にICTの導入が行われているとの結果であった。しかし、残念ながらそのシステムの導入はテレビ会議システムが多く、他のシステムの利用は限定的であった。

また、コロナ禍前後の2019年10月及び2021年3月、会計や税務、企業の経理に携わる者に実施した『ICT化に関する意識調査』では、両調査ともすべての項目でその回答結果は同割合であり、コロナ禍前後で大きな差は生じていなかった。

しかし、コロナ禍後の2021年3月の『ICT化の進展に関する調査』で行ったコロナ禍のスピードに関する調査では、半数以上の者がコロナ禍後ICT化の進展スピードが早まっているとの回答であった。本回答より、2021年3月に実施したコロナ禍後の『ICT化の進展に関する調査』結果は、2019年10月に実施したコロナ禍前の『ICT化の進展に関する調査』結果よりもICT化が進んでいる状況下で得られた結果であると分析できる。そして、両調査のICT化が進展するかとの質問に対する調査結果が同割合であることは、調査時にICT化が進展している状況にあるコロナ禍後の調査結果はコロナ禍前よりもよりICT化が進展するであろうと考える者の割合が高いと分析できよう。

2019年10月及び2021年3月に実施した『ICT化の進展に関する調査』では、ICT化の進展に伴い7割近い者が大学で身につけるべきスキルが変わると回答しており、かつ、大学で身に付けるべきスキルとして、会計や税務に関するスキルよりもデータ解析・分析スキルや情報収集能力等の情報関連項目に関するスキルのほうが高い割合を示す調査結果となった。つまり、会計・税務実務においても、大学

教育に会計・税務知識に加え、情報関連スキルを修得しうる教育が求められている。

さらに、作業内容に関するICT化の影響については、野村総合研究所及びOECDの報告に加え、2020年11月に実施した『会計・税務実務におけるコロナ禍の影響に関する調査』でも、ICT化の進展で単純作業を含む会計・税務業務は高い割合で変化が見込まれるが、非単純作業を含む会計・税務業務は変化が見込まれる割合は低いとの結果であった。

つまり、大学教育には、情報関連スキルと会計・税務における専門知識を有し、その知識を活用することで非単純作業に対応しうる人材育成が求められているのである。そして、千葉商科大学においても、会計・税務実務を意識したより専門的かつ発展的な会計教育に加え、情報スキルをも育成しうる教育が求められよう。

以上より、本成果報告では、コロナ禍前の2019年10月及びコロナ禍後の2021年3月に実施した『ICT化に関する意識調査』)、2020年11月に実施した『会計・税務実務におけるコロナ禍の影響に関する調査』より、本研究の目的である大学に求められる会計教育のあり方を提示した。しかしながら、これらを実現するための大学における会計教育の具体的な導入事例や導入に伴う課題、課題に対する対応などの検証までは至らなかった。そこで今後も本研究を継続し、別稿にてこれら成果を報告することとしたい。

謝辞

本研究は千葉商科大学会計教育研究所の研究支援(研究プロジェクト：研究代表者 谷川喜美江)を活用した研究成果の一部となります。ここに記し感謝申し上げます。

- 1 本研究プロジェクトの研究過程で、税務会計研究学会(①谷川喜美江『ICT化の進展と税務会計教育に関する研究』2020年10月11日、税務会計研究学会第32回大会)及び日本計画行政学会(②榎岡源一郎・渡邊圭・谷川喜美江『急激な社会変化に対応する人材育成に関する研究-千葉商科大学の会計業界における人材育成を焦点として-』2020年11月17日、第43回日本計画行政学会全国大会及び③榎岡源一郎・渡邊圭・谷川喜美江『スマート税務行政の進展と対応』2021年11月14日、第44回日本計画行政学会全国大会)で報告を行っている本稿ではこれらの報告で得られた知見を含め成果報告を行う。
- 2 「第3次行革最終答申(1993年10月27日臨時行政改革推進審議会)」『賃金と社会保障』No.1128、1994年4月、p.61
- 3 国税庁の示した『スマート税務行政』とは具体的に、税務手続きのデジタル化等ICT化社会への対応や納税者の利便性向上、調査徴収のAIの活用等の課税・徴収の効率化・高度化の推進、国際的租税回避への対応や富裕層への適正な課税等の重点課題への取り組み等であった。(国税庁『税務行政の将来像～スマート化を目指して～』2017年6月)
- 4 国税庁は、2018年6月20日にスマートフォン、タブレットによる電子申告やe-Tax簡素化等(国税庁『「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況』2018年6月20日)、2019年6月21日にマイナポータルを活用した確定申告の簡便化、税務相談におけるチャットボットの導入等(国税庁『「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～』2019年6月21日)最近の取組みを公表した。
- 5 拙著「コロナ禍が税務・会計実務に与える影響
—公認会計士・税理士への調査結果より—」『会計教育研究』Vol.7、2021年3月、pp.13-17
- 6 日本計画行政学会、前掲(注1③)より再掲
- 7 「コロナ禍前後におけるICT化に関する意識調査」「コロナ禍前後における大学教育に関する意識調査」については、税務会計研究学会及び日本計画行政学会、前掲(注1)の報告を一部再掲するとともに、これらの報告から分析を行っている。
- 8 野村総合研究所の報告では、「抽象的な概念を整理・創出するための知識が要求される職業、他者との協調や、他者の理解、説得、ネゴシエーション、サービス志向性が求められる職業は、人工知能等での代替は難しい傾向があります。一方、必ずしも特別の知識・スキルが求められない職業に加え、データの分析や秩序的・体系的操作が求められる職業については、人工知能等で代替できる可能性が高い傾向が確認できました。」と報告している。(野村総合研究所『日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に』2015年12月2日(https://www.nri.com//media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf (2022年1月14日閲覧))
- 9 OECDのレポートでは、我が国の業務の内中等程度のルーティーン業務はAIによる代替が可能であると報告している。(OECD“Automation and Independent Work in a Digital Economy”May,2016 (<https://www.oecd.org/employment/Policy%20brief%20-%20Automation%20and%20Independent%20Work%20in%20a%20Digital%20Economy.pdf> (2022年1月14日閲覧))

職業会計人と大学生の会計教育に 対する認識の差異 —超スマート社会での会計教育への 普遍性と今後の可能性—

久保田 俊介

1. はじめに

近年、超スマート社会がもたらしたAIやICTが高度な会計技術として表出し、これまでの企業の会計に変化をもたらした。その結果、この急激な変化とともに会計技術のスキルや求められる人材にも新たなニーズが課せられると推測される。その中で、大学生はこのような会計状況をどのように理解しているのだろうか。

実際、職業会計人¹はこのようなAIやICTが織りなす会計技術を駆使し、企業価値向上へ貢献している。つまり、この超スマート社会にこそ職業会計人が求めてきた効率化、正確性が網羅され、彼らの持つ能力をさらに高めているのである。

そこで私は、職業会計人と大学生との会計に対する考え方のギャップに注目した。そして、そのギャップにこそ超スマート社会がもたらす課題とそ

の可能性があるのでないかといった仮説を立てたのである。

このように考えると、この超スマート社会に影響を受けた日本商工会議所主催の簿記検定（以下、「日商簿記検定」という）は、職業会計人に寄り添う形で出題範囲や試験方法を変更しており、その意味で、この簿記検定そのものがどのように社会情勢と整合性を図っているのかを考察する必要がある。つまり、大学生はこの簿記検定を単なる資格取得といったこれまでの視点を変更していくことが求められているのである。

以上より、本稿では、このような職業会計人と大学生の意識の違いを鑑み、千葉商科大学会計教育研究所の実践の場である瑞穂会（以下、「瑞穂会」という）に依拠し、会計教育の普遍性への接近を試みる。

2. アンケート調査から見てきた共通点及び相違点

ここでは、瑞穂会の学生と職業会計人²とに、超スマート社会でのAI及びICTに関するアンケートを行った。

この結果、そこでの回答の共通点は、職業会計人及び瑞穂会の学生の双方がこれからの超スマート社

図表1 職業会計人へのアンケート (618名)

今後AIやICT化が進展すると思いますか。あてはまるものをお選びください。					
選択肢	大きく進展する と思う	多少進展する と思う	あまり変わら ないと思う	全く変わらない と思う	わからない
回答人数	319名	223名	31名	4名	41名
割合	52%	36%	5%	1%	7%

図表2 日商簿記検定2級受講者へのアンケート (2021年7月及び11月受験者) (142名)

今後AIやICT化が進展すると思いますか。あてはまるものをお選びください。					
選択肢	大きく進展する と思う	多少進展する と思う	あまり変わら ないと思う	全く変わらない と思う	わからない
回答人数	82名	55名	2名	0名	3名
割合	58%	39%	1%	0%	2%

1 本稿での職業会計人とは、「会計・税務関係者」のことを指す。

2 当該調査は、2019年10月28日～2019年10月29日に「ICT化による会計・税務関係者への意識調査」というタイトルで株式会社マクロミルにより実施したものである。

会でAIやICTについてはこれから「大きく発展する」及び「多少発展する」といった回答が多く、「あまり変わらない」及び「全く変わらない」という回答は非常に少なかった。

次に、職業会計人への調査として、「あなたの現在の業務の約何割がAIやICT化の進展で変わるとお考えですか。」という質問項目について64%の回答者が5割以上変化すると回答していた。また、瑞穂会の学生へのアンケート調査では、「今後の簿記検定は、AIやICT化の進展で重要性(就職活動への必要性)は変わるとお考えですか。」という設問に対し、44%の学生がこれから簿記検定の重要度が上がると回答していた。

この点について考察すると、大学生は、AIやICT化により簿記検定がますます重要になると考えており44%がそのような意図で回答したということであろう。それは学生が簿記検定の取得のために勉強しているからである。

一方、職業会計人は、業務に対しAIやICT化により簿記会計の業務に変化が起きると考える回答が64%あったということであり、これからの超スマート社会への期待が表れたと考える。

ここで注意しなければいけない点は、瑞穂会の学生は、あくまでも簿記検定の取得に対する回答であり、職業会計人は簿記会計の業務に対する意識からくる回答である。しかし、このような問いの違い

があっても、実はこの問いの核には、AI及びICT化での仕訳及び財務諸表に対する期待がその前提となっていたということである。その意味でこの数値のギャップには一定の意味が潜んでいると考える。

それがわかるのが次のアンケート結果である。現在の簿記検定の中心的論点が仕訳及び財務諸表の作成であるのに対し、職業会計人へのアンケート調査で、「記帳作業」の67%、「試算表・決算書類の作成」の66%及び「税務申告書の作成」の61%が変化すると答えていることからもうかがえる。

改めて言えば、超スマート社会での職業会計人の業務はこれから大きな変化がもたらされ、その意味で、瑞穂会の学生は簿記検定に対し高い期待を持っていた。したがって、今後の千葉商科大学の会計教育及び資格試験については、是非その期待や要望に応えられるような変革に舵を切る必要があるであろう。

3. 資格試験の傾向と今後の動向

このように、瑞穂会の学生が簿記検定に強い期待を向けていることが考察できた。そのため、ここでは、簿記検定の現在及び今後の動向について考えていく。

瑞穂会では、日商簿記検定の指導を主におこなっている。コロナ渦においても工夫を凝らし、オンラインを駆使し、資格指導を貫徹してきた。

図表3 職業会計人へのアンケート (618名)

あなたの現在の業務の約何割がAIやICT化の進展で変わるとお考えですか。											
選択肢	10割	9割	8割	7割	6割	5割	4割	3割	2割	1割	0割
回答人数	10名	15名	74名	93名	74名	131名	46名	70名	28名	17名	60名
割合	2%	2%	12%	15%	12%	21%	7%	11%	5%	3%	10%

※0割：変わらない

図表4 日商簿記検定2級受講者へのアンケート (2021年7月及び11月受験者) (142名)

今後の簿記検定は、AIやICT化の進展で重要性(就職活動への必要性)は変わるとお考えですか。10段階でお選びください。										
選択肢	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
回答人数	9名	4名	15名	22名	13名	41名	19名	15名	4名	0名
割合	6%	3%	11%	15%	9%	29%	13%	11%	3%	0%

※10：重要度が上がる。5：現在と同じ重要度。1：重要度が下がる。

こういった状況下で、日本商工会議所では、ネット試験³を考案し、2020年12月より実施する運びとなった。日本商工会議所では、これまで統一試験を軸として簿記検定を実施してきた。検定日も2月の第4週、6月の第2週、そして11月の第3週のそれぞれ日曜日に毎年確定したのである。

ところが、コロナ禍であったため、2020年6月では簿記検定の統一試験が開催できなかった。その理由は、ソーシャルディスタンスを確保する観点からであった。つまり、やむなくネット試験が開始されたというわけである。実際、ネット試験、統一試験及び団体試験⁴は、毎回異なる問題であるが、出題形式及び解答時間は同様とし統一性を担保していた。

そこで、2021年に日本商工会議所で実施された「新たな日商簿記検定に対応した学習指導法等についてのオンライン簿記指導者セミナー」では、商工会議所のコンセプトとして「日々の学習の成果・到達度を測る」「スピードと正確性を求める」「出題範囲すべての学習を求める」「1級まで継続した学習を奨励する」というコンセプトが発表された。

上記の変更点を考察すると、2020年までの日商簿記検定では、出題範囲から何が出題されるかを予測する場合も多く、実際に指導する中で「たまたま昨日勉強した場所が出題された」などの意見を聞くこともあった。しかしながら、現在の日商簿記検定が目指しているのは、「出題範囲すべての学習を求める」ことであり、実際に幅広い知識を必要とする。これは、実社会で断片的な知識では役に立たず、幅広い知見を必要とする場が増えたからではないだろうか。

ハッティ (2014) は、学習するための要素として、時間、目標の設定、支援的なフィードバック、成功体験の蓄積、頻繁に復習することを指摘した⁵。2020年12月から日商簿記2級及び3級が、随時試験を

受験できるネット試験を導入したことにより、上記の時間の制約がなくなり、学習者にどのような効果が生じるかは現在のところ不明である。しかしながら、ネット試験を導入したことにより、2021年6月の統一試験受験者は、28,572名であり、ネット試験開始前の2019年6月の統一試験は、55,702名と比べて日商簿記検定2級で27,130名減少⁶であるという現状があることから今後統一試験離れは続くであろう。

ネット試験のメリットは、受験日を受験生が選択できることであり、不合格になった場合も再度受験することが容易であることがあげられる。また、今までの統一試験では、受験機会が年間3回と限られるが、ネット試験ではその制限はない。しかしながら、ネット試験の学習者側のデメリットは、受験を先延ばしにできる点にある。さらに、指導者側のデメリットとして、受験日が決まっている場合には、その受験日に向かって指導することができる（指導方法を単一化しやすい）が、受験日が異なる学生を指導する場合には、個別の対応も必要となる（指導方法が複雑化する）ことがあげられよう。

4. 学生同士のコミュニケーションを通じた会計教育

このように、ネット試験が開始されたことは、指導方法が単一に行えなくなるなど、個々の学生に対応する必要が出てきた。ただし、実際、現在の瑞穂会所属の学生は徐々に増加傾向にある。そのため、教員が個別対応することは、難しい状況にある。

この課題について考察する前に次のアンケート結果を確認してみたい。それは、日本経済団体連合会による「2018年度新卒採用に関するアンケート調査」である。そのアンケート調査では、「コミュニケーション能力」が16年連続で1位となってい

3 ネット試験とは、各ネット試験会場が試験実施日を独自に設定する随時試験である。

4 団体試験とは、学校等からの依頼に基づき各商工会議所が出張検定を行うものである。

5 Hattie, J., & Yates, G. (2014) *Visible Learning and the Science of How We Learn*, Routledge (監訳：原田信之 (2020) 『教育効果を可視化する学習科学』、北大路書房、p.175)

6 日本商工会議所HP参照 (<https://www.kentei.ne.jp/>) 最終閲覧日2021年12月19日)

日本商工会議所が公表している日商簿記検定2級の2020年12月～2021年6月までのネット試験受験者数は、49,411名である。同時期に開催された統一試験の受験者数は、2021年2月検定の受験者数45,173名及び2021年6月検定の受験者数28,573名であり、統一試験とネット試験の総受験者数は、123,157名となる。これは、コロナ禍前でネット試験のなかった同時期の2019年2月検定の受験者数66,729名及び2019年6月検定の受験者数55,702名の総数122,431名とほぼ変わらない。

る⁷。同様の質問を職業会計人に調査した結果、「AIやICT化が進んだ場合、あなたと同じ職種を志す学生が、学生のうちに身につけた方が良いと思う能力や資格はどんなことですか。」という質問項目について「コミュニケーション能力」と回答した割合が57%であった。このことから大学生に「コミュニケーション能力」は重視されていることがわかり、その意味で瑞穂会の学生についてもこのコミュニケーションが会計教育の指導上有効であると考えられる。

したがって、瑞穂会での指導面での個別対応の限界を乗り越えるため、学生が求めているコミュニケーション能力を活かし、学生同士が相互に簿記の知識を共有するコミュニケーションを活用し、簿記の機会をより深めていけると考える。

コミュニケーションについての先行研究をまとめた奥村(2020)によると、大学での研究では、実施形式としては、演習または実習形式、講義+演習の形式など体験的に学ぶものがほとんどである⁸。実際に瑞穂会の講義も「講義+演習形式」であり、関係性が深い。

しかしながら、関(2010)によると、現状は、スキル向上=技術教育に主眼があり、全体的な人間形成のための教育の一環としては捉えられていないと問題点を指摘している⁹。このように、コミュニケーションを向上させるためには、他者と実際にコミュニケーションをとる体験をしながら学ぶことが不可欠である¹⁰。

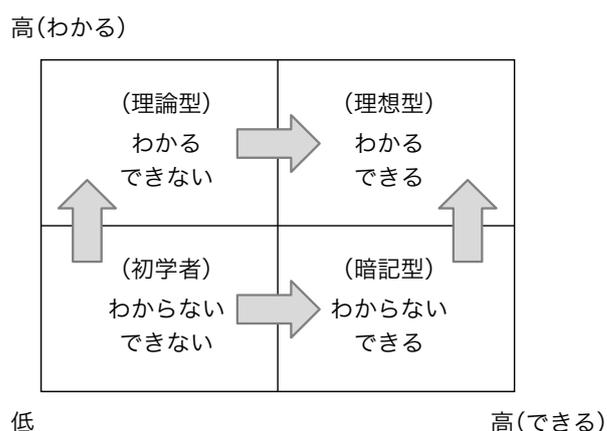
本稿では、学生同士によるコミュニケーションを実現するにあたって、学生を図表5のように「理想型」、「暗記型」、「理論型」及び「初学者」に分類した。

「できる」とは、生活に必要な技術であり、学問を習得できることを意味し、これに対して「わかる」とは、それら技術の学問がなぜ社会に必要なかを理解

できることを意味する¹¹。

本稿では、「できる」を計算や問題が解ける状態とし、「わかる」は計算をする理由が理解することができる状態と定義したい。瑞穂会の学生を検討すると、商業簿記の問題である連結会計は、指導方法として暗記をした状態から理解につなげようとしているため、「できる」が、理論は「わからない」状態になっている大学生も存在する。

図表5 「わかる」と「できる」の関係



出所：筆者作成

瑞穂会の学生の特徴としては、特に商業高校出身の学生は暗記型の学生が多く、初見の問題だと急に点数が下がってしまう学生もこの暗記型にいるのではないだろうか。

岡林(2021)は、単に暗記するような学習を「浅いアプローチ」と呼び、他者に説明できることや授業内容に積極的に関心を持ち、学びながら成長していく、自覚的に理解する学習を「深いアプローチ」と呼ぶ¹²。さらに、教育目標分類学の用語を用いれば、知識(記憶)が浅い学習アプローチにあたり、応用以上が深い学習アプローチにあたりと指摘している¹³。また、ファシリテーター¹⁴がうまくディスカッ

7 一般社団法人日本経済団体連合会 HP「2018年度新卒採用に関するアンケート調査」
(<https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/110.pdf> (最終閲覧日 2021年12月26日))

8 奥村弥生(2020)「大学・短期大学におけるコミュニケーション教育の現状と課題」、『中国学園紀要』、第19号、p.82

9 関久美子(2010)「教養系短期大学におけるコミュニケーション教育の在り方」、『新潟青陵大学短期大学部研究報告』、第40号、p.92

10 奥村(2020)、前掲書、p.82

11 日本公認会計士協会(2019)『会計基礎教育の歴史と現状』、日本公認会計士協会出版局p.7

12 岡林春雄(2021)「コミュニケーション能力向上を目指した心理教育の実践」、『徳島文理大学研究紀要』、第102号、pp.98-99

13 同上、p.99

14 ファシリテーターとは、進行役であるが、ここではその進行役は教員が務めるべきであろう。

ションをもっていけば、参加者自ら、知識自体を深く学ぶことができることを指摘しているが、知識(記憶)→理解→応用(パフォーマンス:コミュニケーションの成立)の方向のみでなく、応用→理解→知識(記憶)の逆方向の思考もあることを忘れてはならない¹⁵。

学生同士のコミュニケーションには、注意力散漫についてのメリットもある。すなわち、瑞穂会では「講義+演習形式」の授業構成となっているが、教員が講義する時間が1コマ105分につき60分程度で演習が45分程度であるとするならば、注意力散漫になる問題がある。

ハッティ (2014)によると、「注意力散漫が一定のレベルになるまで、およそ15分から20の間は注意力や集中力が保てるとされる。動機づけられた学習者であれば、その後、再度、知的な活動を課題に差し向けることができる。しかし、負担をかけすぎないように、短い休憩が必要になる。もしあなたが誰かに新しい情報を教える必要があるなら、15分以内にそれをしなければならぬ。そうしなければ、あなたは『その情報を失ってしまう』。」¹⁶としており、講義時間が長ければ、演習問題を解く前に聞いたことを忘れてしまうということである。

つまり、学生が苦手としている分野について教員は長時間かけて丁寧に説明することで、逆に学生から見ると注意力散漫が一定レベルに上がり、その集中力を保てないという矛盾も生じる。これに対し、学生同士のコミュニケーションでは、問題を教えあっている時間はたいてい極めて短く、学生からも「友達同士で教えあうと眠くないし、解きやすい」という声も聞く。

OECD ラーニング・コンパス¹⁷で記述される生徒

エージェンシーという中心概念では、「変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力」¹⁸として定義づけられる。OECD Education2030プロジェクトでは、エージェンシーとは、「進んでいくべき方向性を設定する力や、目標を達成するために求められる行動を特定する力を必要とする」¹⁹と指摘しており、会計教育では、責任をもって将来の設定とその目標に向けて学習の計画と行動ととらえることができる。未来の実現のためには、学生が教員から指示されたことをこなすだけでは足りず²⁰、責任感も重要となる。

日本財団が行った各国の若者の意識調査では、「自分は責任がある社会の一員だと思う」「自分で国や社会を変えられると思う」という問について日本だけが際立って低いことが報告されている²¹。つまり、責任感を持って主体的に行動できることで目的達成が可能であることを示している。

ここでは、学生同士のコミュニケーションを検討してきたが、個別対応や注意力散漫などの点で利点があるものの、OECDが指摘するように各々の学生が責任をもち積極的に行動しないと良い成果は得られない。どのように責任感をもたせ、積極的に行動を起こすように指導するかは今後の課題であるが、学生同士のコミュニケーションは今後瑞穂会においても積極的に取り入れていくべきであろう。

5. むすびに代えて

超スマート社会は、これまで確認してきたデータより職業会計人だけでなく会計教育そのものにも大きな影響を与えてきたことが理解できた。実際、日商簿記検定のネット試験の移行は、これまでの統一試験重視の考え方が簿記検定の指導者のみでなく、

15 岡林 (2021)、前掲書、p.99

16 Hattie, J., & Yates, G. (2014)、前掲書、p.176

17 OECD ラーニング・コンパスとは、教育の未来に向けての望ましい未来像を描いた、進化し続ける学習の枠組みをいう。

OECD Learning Compass 2030 仮訳参照 (https://www.oecd.org/education/2030-project/teaching-and-learning/learning/learning-compass-2030/OECD_LEARNING_COMPASS_2030_Concept_note_Japanese.pdf (最終閲覧日 2022年1月1日))

18 OECD「2030年に向けた生徒エージェンシー」(https://www.oecd.org/education/2030-project/teaching-and-learning/learning/student-agency/OECD_STUDENT_AGENCY_FOR_2030_Concept_note_Japanese.pdf (最終閲覧日 2022年1月1日))

19 OECD「OECD Education2030 プロジェクト」

(https://www.oecd.org/education/2030-project/about/documents/OECD-Education-2030-Position-Paper_Japanese.pdf (最終閲覧日 2021年12月19日))

20 白井俊 (2020)『OECD Education2030 プロジェクトが描く教育の未来 エージェンシー、資質・能力とカリキュラム』、ミネルヴァ書房、p.80

21 日本財団 (2019) 18歳意識調査 (第20回テーマ「国や社会に対する意識」)

受験者に対しても意識の変化をもたらした。

しかしその一方、簿記検定の指導者にとってのこの時間的制約が消えることは、統一試験に向けた集中型の教育方法がもはや通用しないことを意味する。このように考えると、これまでの形式的な教育そのものが陳腐なものとなり、新たな教育の在り方を構築せざるを得なくなった。

また、これから低年齢層の会計教育の重要度は上がっていくと思われる。それは、2017年6月に文部科学省から公表された「中学校学習指導要領解説(社会編)」において、中学校の社会科(公民)においてはじめて会計情報の活用についての記述が登場したからである。これは、会計教育が中学校にも導入される可能性を意味する。

中学校学習指導要領解説(社会編)では、「企業会計の意味を考察することを通して、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めるとともに、利害関係者への適正な会計情報の提供及び提供された会計情報の活用が求められていること、これらの会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みとなっていることを理解できるようにすることも大切である」²²と述べている。この解説では、「企業会計の意味」、「適正な会計情報の提供」及び「提供された会計情報の活用」から記帳技術や作成技術レベルではなく、財務諸表のアカウンタビリティ(説明責任)や財務諸表の利用面で会計が重要になると考えられる。

日本公認会計士協会(2019)では、学習指導要領解説の形式ではあるが、中学校社会科公民系の授業時間の中で会計に言及せよと記載されたことの意味は大きく、会計教育のリテラシー教育化と表現してもよいのではないかと指摘している²³。さらに、会計教育(一部)はすべての人々が身に着けるべき教育となったと主張している²⁴。以上から、会計教育の低年齢化が進むと考えられる。

一方、職業会計人は、AIやICTが進む社会情勢で

業務の5割以上が変化すると回答している。そのことから、社会情勢が変化する中で、会計教育はさらに飛躍する必要に迫られるであろう。すなわち、財務諸表を作る技術から報告及び利用する技術に発展させる必要があり、また、全職業的にコミュニケーション能力が必須である。そのため、実際に各々の学生が責任をもち積極的に行動をとることでコミュニケーション能力も必然的に身についていくのではないのか。

それは、瑞穂会において、学生同士のコミュニケーションが簿記への理解に有効性を発揮しているからである。授業の進捗が進むほど学生同士のコミュニケーションが活性化し、さらに、知識量、理解度が高まると、学生同士での勉学の機会でさえも増加するといった結果が表出する。これは、コミュニケーション能力の向上と簿記への理解度の増進といったプラスのスパイラルが生まれていることを意味する。

つまり、千葉商科大学の瑞穂会の簿記の指導は、このような超スマート社会の下での会計教育の理想を実践しているのである。

謝辞

本稿は、千葉商科大学会計教育研究所の研究プロジェクト(研究代表者:谷川喜美江)による研究成果の一部である。ここに記して感謝申し上げます。

22 中学校学習指導要領解説(2017)

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afldfile/2019/03/18/1387018_003.pdf (最終閲覧日2021年12月19日)), pp.145-146

23 日本公認会計士協会(2019)、前掲書、p.10

24 同上、p.10

新しい雇用形態の導入から求められる 大学の会計教育について —個人事業主化した従業員の自己責任—

渡邊 圭

<目次>

1. はじめに
2. 終身雇用制度の崩壊と新しい雇用形態の大変革
3. 新しい雇用形態の導入による旧従業員の影響
4. 旧従業員のデメリットを解決するための複式簿記による会計帳簿から作成した財務諸表
5. むすびに代えて

1. はじめに

株式会社電通と株式会社タニタは、従業員を個人事業主にさせる新しい雇用形態（以下、新雇用形態とする。）を導入した。新雇用形態では、正規雇用した従業員の労働契約を解除し、外部の個人事業主との業務委託契約を締結させることになる。企業側では、労働基準法に基づく就業規則が適用されない外部の個人事業主との契約となり、賞与、社会保険料の企業負担額、退職金の支給を減少させることができるため絶大なメリットがある。

一方、個人事業主となった旧従業員は、正規雇用の時とは異なり、企業から賞与及び退職金の支給はなく、社会保険も厚生年金及び健康保険から国民年金及び国民健康保険にシフトされ全額支払わなくてはならない。また、旧従業員は個人事業主として事業を継続させるために財政状態及び経営成績の把握、税務申告、資金繰りを自己責任のもと行う必要がある。

これらの、旧従業員に生じるデメリットを解決するためには、複式簿記による会計帳簿から財務諸表を作成することが求められる。以上のことから、我が

国で業界を代表する株式会社電通と株式会社タニタが新雇用形態を導入したことで、企業側のメリットを求めて他の企業にも浸透する可能性が高いことから、今後における大学の会計教育について考察する。

2. 終身雇用制度の崩壊と新しい雇用形態の大変革

株式会社電通と株式会社タニタは、2017年以降に新雇用形態を導入し、株式会社電通は2020年度末に、従業員230人に対して早期退職をさせ、同時に、その従業員を業務委託契約で締結した。旧従業員は、従業員から業務委託者へシフトすることになるが、業務内容については変わらない。

また、株式会社タニタは、従業員との雇用契約を切り替え、業務委託契約による雇用制度を導入した。2019年9月時点で、本社所属の社員1割が個人事業主である。株式会社タニタは、業務ごとに適切な人事を行い、旧従業員である個人事業主は、柔軟な働き方が可能になったとしている。旧従業員からすると、従来から雇用されている企業に加えて、別企業と業務委託契約を締結し、自身の生活に合わせて働くことができるとされているがデメリットの方が過大である。

旧従業員は、企業外部の個人事業主となるため、自己責任により、事業を継続するための資金繰り、税務申告やそれに伴う納税負担、国民年金及び国民健康保険料の自己負担等が課されることになる⁽¹⁾。そのため、自身に課される負担を解決するために、複式簿記による会計帳簿を作成して、日々の取引記録を行わなければならない⁽²⁾。

株式会社電通と株式会社タニタによる新雇用形態の導入には、我が国における終身雇用制度の課題が背景にある。終身雇用制度とは、企業の業績悪化等により持続的な経営が困難な場合を除き、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（1971年法律第68号：2021年4月1日施行）第8条に規定されてい

(1) 青色申告制度を適用する場合、個人事業の開業・廃業等届出書の提出時に、所得税の青色申告承認申請書も合わせて提出しなければならない。これを提出していない場合は、白色申告制度が適用される。青色申告制度により複式簿記を使い、会計帳簿から貸借対照表と損益計算書を作成することで、青色申告特別控除として65万円の所得控除が行える。税務申告の業務を、税理士に取引の記帳代行や確定申告書の作成等を依頼することもできるが、この場合、税理士報酬費用が発生するため、旧従業員は正規雇用の時と比べてコストの負担が増してしまう。

(2) 複式簿記とは、1つの取引について二面的な記録を行う方法である。取引を、財産の変動した原因とその計算の結果という二側面（2つ以上の勘定）から会計帳簿に記録を行うものである。財産変動の原因と結果の記録は、勘定の借方と貸方の金額が一致する。

る定年(60歳)を下回らないように、企業が設定した定年まで従業員を雇用する制度である⁽³⁾。

終身雇用制度は、企業で従事する従業員にとって、主たる雇用形態であり、定年までの雇用が保障された制度である。企業からすれば、雇用した従業員を定年まで安定した報酬を支払わなければならない。また、賞与や退職金についても、企業の人件費は負担過多であり、厚生年金等の社会保険料も発生することから、終身雇用制度による相当なコスト負担が生じる。

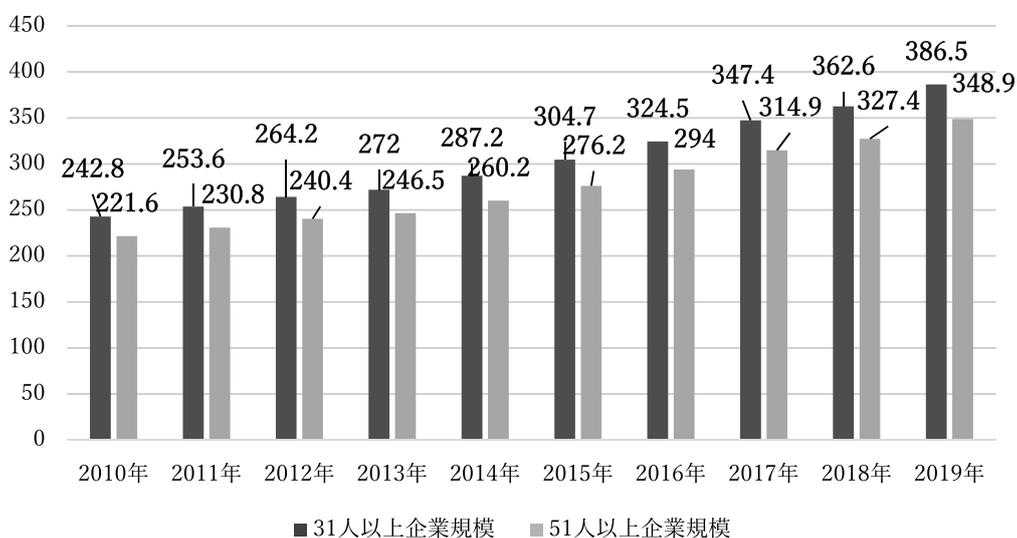
従業員の勤続年数が増えれば、昇給コストも発生するため、毎年人件費に係るコストが増加していくことになる。また、人件費負担が増加していけば、企業の持続可能性を損なう恐れもある。厚生労働省が2019年11月22日に公表した令和元年「高年齢者の雇用状況」集計結果では定年に関するアンケート調査が実施されており、アンケートに回答した企業の99.8%が65歳の定年を設定して雇用確保措置

を行っている。このことから、従業員を雇用してから65歳になるまで、人件費が発生する企業が多数存在しているのがわかる⁽⁴⁾。

図表1を見ると60歳以上の常用労働者が毎年増加しており、定年退職を直前に迎える高齢労働者が毎年増加していることが読み取れる⁽⁵⁾。2019年では、31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は386.5万人であり、2010年と比較すると、143.7万人増加している。また、51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は348.9万人であり、2010年と比較すると、127.3万人増加している。

今後、定年退職を直前に迎える高齢労働者の増加により、企業は退職金を支払うための巨額資金を確保しなければならない。我が国では高齢化が現在よりも進展するとされており、高齢化の推移は図表2のとおりであるが、2065年には約2.6人に1人が65歳以上、約3.9人に1人が75歳以上になるという予測データから、我が国の高齢化が進む傾向にあ

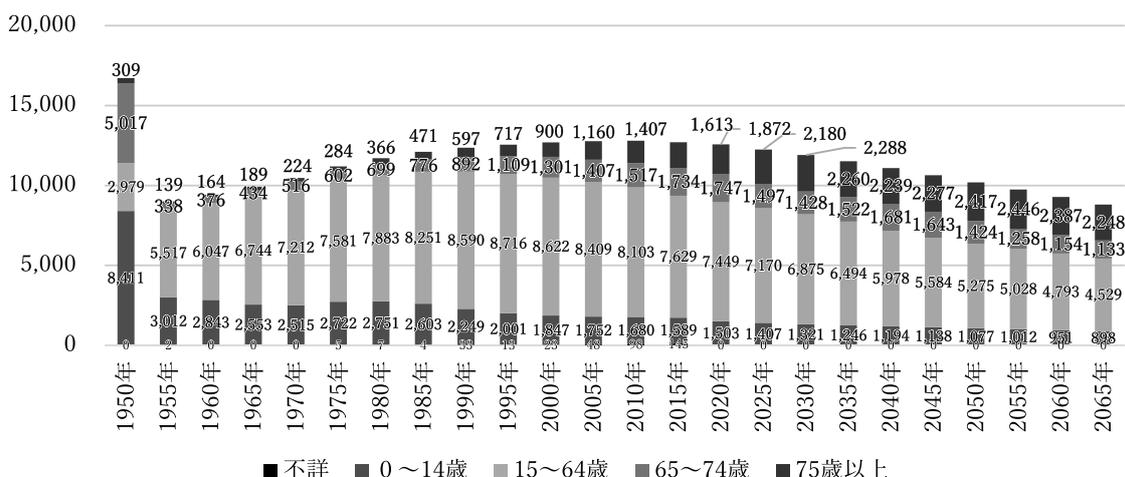
図表1 「60歳以上の常用労働者数の推移」(単位：万人)



出所：厚生労働省(2019)令和元年「高年齢者の雇用状況」集計結果を参考に筆者作成。

- (3) 船員職業安定法第6条1項に規定する船員、また、国家公務員及び地方公務員については適用されない。
- (4) 集計対象は、全国の常時雇用する労働者が31人以上の企業161,378社(報告書用紙送付事業所数168,757事業所)であり、このうち中小企業が31~300人規模は144,571社、31~50人規模は55,404社、51~300人規模は89,167社であり、大企業は301人以上規模)16,807社である。
- (5) 同アンケート調査によれば、31人以上規模企業における常用労働者数(約3,165万人)のうち、60歳以上の常用労働者数は約387万人で12.2%を占めている。年齢階級別に見ると60歳~64歳が約215万人、65~69歳が約114万人、70歳以上が約58万人と示されている。

図表2「我が国の高齢化の推移」(単位：万人)



出所：内閣府(2020)「令和3年版『高齢社会白書』」を参考に筆者作成。

ることがわかる⁽⁶⁾。

高齢化が進展することで、定年退職を直近に迎える高齢労働者の増加が見込まれるため、終身雇用制度の維持が困難になることが想定される⁽⁷⁾。従業員の雇用形態には、正社員、契約社員、パートタイム労働者、派遣労働者等がある⁽⁸⁾。新雇用形態の影響を受ける従業員については、契約期間の定めがなく、就業規則に基づき労働契約を締結した正規雇用の従業員が該当する⁽⁹⁾。以上により、終身雇用制度のもと、高齢化に伴う人件費増加という問題から、新雇用形態が導入された。

3. 新しい雇用形態の導入による旧従業員の影響

新雇用形態導入による旧従業員側の賞与及び諸手当支給無し、社会保険料の自己負担、退職金支給無しというデメリットについて言及する。

まず、賞与であるが、新雇用形態を採用された旧

従業員は、企業における就業規則が適用されない外部委託者(個人事業主)であるため、合意した業務委託契約に定めた報酬しか受取ることができない。株式会社電通や株式会社タニタの事例に基づけば、旧従業員は、賞与に相当する支給額が月額の業務委託報酬に上乗せ、または、成果報酬として企業から支給される。しかし、成果の達成度合いに応じて賞与相当額が変動すれば、従業員の時よりも報酬が減少することもあり得る。

図表3によれば、株式会社電通と株式会社タニタの報酬には、業務委託契約で締結された旧従業員が負担する社会保険料を含めて報酬額を定めているが、企業側が負担する社会保険料については発生していないことがわかる。契約期間についても株式会社電通は10年、株式会社タニタは3年と定めており、終身雇用制度に比べて短期的に契約更新の有無を意思決定ができる企業側にメリットがある。

(6) 内閣府が2020年6月11日に公表した令和3年版「高齢社会白書」によれば、我が国の総人口は2020年10月1日現在、1億2,571万人であり、65歳以上人口は3,619万人、総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は28.8%とされている。

(7) 国税庁長官官房企画課が2019年9月に公表した令和元年分民間給与実態統計調査-調査結果報告-にある、第10表事業所規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額(続)の60歳から64歳の平均給与は4,107千円であり、これは全年齢の平均給与4,364千円に近い金額であることから、企業側で従業員の定年引上げは、人件費負担の過多になるため、この数値からも終身雇用制度の維持が困難であることがいえる。

(8) その他、正社員よりも所定労働時間や所定労働日数が短期の短時間正社員がある。

(9) 2021年4月30日に総務省統計局から公表された、労働力調査(基本集計)2020年度(令和2年度)平均結果でも、企業に雇用された従業員のうち正規雇用の従業員(役員を除く)は3,549万人(63.21%)とされていることから、終身雇用制度が適用される従業員は多く存在している。労働力調査は全国に2,912区域に調査員を置き個々の世帯ごとに調査票を配布して集計を行う。企業に雇用されている雇用者(役員を除く)は全体で5,615万人であり、そのうち、正規雇用の従業員は3,549万人(63.21%)であり、非正規雇用の従業員は2,066万人(36.79%)と示されている。

図表3「株式会社電通と株式会社タニタの新雇用形態の比較」

項目	株式会社電通	株式会社タニタ
自社依存度	低い	高い
対象	新卒入社者 勤続20年以上かつ 40歳以上	全社員対象
業務	電通が100%出資した ニューホライズンコレ クティブと最大10年間 の業務委託契約	3年間で契約更新 従来の業務を基本業務 新規の業務を追加業務
報酬	従業員時代の給料総額 50~60%の固定報酬 +成果報酬	従業員時の給与・賞与・ 交通費・社会保険料を 入れた基本報酬 +成果報酬
職種	社内複数部署の職種・ 兼業可能	営業・企画職、事務・ 管理職、技術・開発職 兼業可能

出所：日本経済新聞2019年9月22日7頁、日本経済新聞
2021年1月15日16頁を参考に筆者作成。

賞与相当額が成果報酬に組み込まれていると仮定すれば、旧従業員側で、企業側が設定している成果の基準を達成できたか否かが認識できない場合、従業員の時よりも報酬額が減少する恐れがある。従業員の時は、就業規則により業績、能力、行動評価等を考慮して一定額の賞与額が支給されたが、旧従業員は企業から賞与相当額が支給されるか不明確であり、かつ、支給額が減少する可能性も有しているためデメリットがある⁽¹⁰⁾。

旧従業員は、時間外労働による割増賃金においても、就業規則が適用されず支給が行われない⁽¹¹⁾。従業員の時は、時間外労働が発生した場合、労働基準法により割増賃金について受取る権利を有していた

が、旧従業員は企業外部の業務委託者となるため、割増賃金等の支給がされない。このため、残業が常習化している企業が新雇用形態を採用すると、割増賃金が発生しないことを口実に、旧従業員に対して過剰な労働を依頼する可能性があり不利益が生じることも考えられる⁽¹²⁾。

次に、社会保険料であるが、企業で正規雇用された従業員の社会保険料負担は、企業側で50%の負担(厚生年金、健康保険、介護保険)が行われている。しかし、旧従業員は、国民年金及び国民健康保険料の支払いを全額自己負担で行わなければならないため、正規雇用の時と比べて社会保険料の負担割合が増加してしまう。業務委託契約には、従業員が負担する社会保険料も含めて報酬が支払われるとしているが、旧従業員における国民健康保険料の負担額は、従業員の時と比べて過多となるため、社会保険料の自己負担額が増加するデメリットがある⁽¹³⁾。

旧従業員は、社会保険料納付も自ら行わなくてはならず、事務負担が課されてしまう。従業員の時は、企業から受取る月額給与等から従業員負担分の社会保険料が差し引かれて支給されていたため、企業側に納付等の事務負担が生じていた。しかし、旧従業員の企業から受取る報酬額は、社会保険料を上乗せして支給されるため、企業側に社会保険料納付等の事務負担は生じず、納付に関しても自ら行わなくてはならないことから、事務負担に関するデメリットが発生する。

さらに、旧従業員は、就業規則が適用されず退職金が支給されないため、退職金相当額が必要と判断した場合、自主的に積み立てを行わなければならない。従業員の時は、企業側で毎年退職金の積み立てが行われており、定年後の収入保障が確保されてい

(10) 労働基準法の適用により就業規則に賞与に関する明記があれば、従業員は企業から賞与を受け取る権利を有している。

(11) 旧従業員は、過重労働から心身に過剰な負担が課されても、労働災害保険が適用されないため、正規雇用された従業員よりも注意深く、収入保障保険や就業不能保険等について、自身の自己責任のもと検討を行わなければならない。複数社で業務委託契約をしていれば、労働時間についても自己管理する必要がある。

収入保障保険等には、うつ病等の精神疾患は適用外の保険もあるため、保険に加入する場合は、内面的な精神病にも対応する保険か否かも含めて検討した方が妥当であると考え。厚生労働省の患者調査によれば、精神疾患の患者数について2002年は258.2万人に対して2017年は419.3万人に増加していると示されており、精神疾患患者は増加傾向にある(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・傷害保健課(2019)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」3頁。)

(12) 時間外労働による割増賃金以外にも、家族手当、住宅手当等の諸手当の支給も除外される。

(13) 年取360万円の給与所得者と事業所得者の健康保険料と国民健康保険料の負担額を比較すると、給与所得者は月額17,460円であり、事業所得者は24,648円となる。健康保険17,460円と比較すると、国民健康保険料の方が健康保険に比べて月額7,188円高くなり、年額で86,256円の負担増になる。

るため、退職金制度は絶大なメリットがあった。旧従業員にとって、自ら退職金相当額の積み立てを行うことは、長期にわたって金銭的負担を負うことになる。

4. 旧従業員のデメリットを解決するための複式簿記による会計帳簿から作成した財務諸表

株式会社電通及び株式会社タニタが導入した新雇用形態は、旧従業員に対して多大な重責を背負わせる雇用形態であり、上記で示したデメリット対策が求められる。これらのデメリットを解決するのが、複式簿記による会計帳簿から作成した財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）である。後に述べるが、複式簿記により会計帳簿を作成することで、個人事業主における成果としての業績評価を正確に計算することができる⁽¹⁴⁾。

また、複式簿記によれば、純利益の発生原因と結果を示せるため、原因計算と結果計算を照合して利益額が正確に算定されているか否かの検証が行える。簿記は、13世紀の初めにイタリア北方諸都市で取引の債権債務の備忘記録や文章証拠の記録から誕生した⁽¹⁵⁾。その後、取引の二側面に着目して複式簿記へと発展した。複式簿記は、商人達の営業活動の営みから誕生したといっても過言ではない。

渡邊泉(2016)は「複式簿記を単なる純粋計算技法として捉える形式的接近法と複式簿記を企業簿記ないし商業簿記として捉える実質的接近法に二分して行う分析手法だけで、果たして複式簿記の本質にたどり着くことができるだろうか。はなはだ疑問と言わざるを得ない。簿記は、数学とは異なるものである⁽¹⁶⁾」として、複式簿記を商人達の創意工夫から発生した歴史的産物であると述べている。

岩田巖(1980)も利益を利潤として「企業会計の記録機構では、いたるところで、照合が行われる。仕訳

帳の帳尻からはじまって、最後の繰越試算表にいたるまで、それこそ諄いとおもわれるほど頻りに突合をかさねながら、記録集計はすすめられてゆく。

だが、そのなかでもとりわけ重要なのは、決算の終着点における利潤の照合であるといわれている。損益計算書と貸借対照表の間で行われる突合がこれである。なぜ重要かといえば、前者の利潤が後者の利潤と符合してはじめて、利潤計算の正確さが証明されたことになるからである⁽¹⁷⁾と複式簿記により作成した会計帳簿の優位性について述べている。

旧従業員が帳簿記入を行う場合、複式簿記を導入すべきということは、上記のとおりだが、簿記には、複式簿記以外に単式簿記がある⁽¹⁸⁾。単式簿記とは、完全な複式簿記ではなく、利益または損失の原因について記録が不可能な簿記である。旧従業員は、複式簿記に比べて簡便な記帳が行える単式簿記を安易に選択してはならない。結論をいえば、一定期間における利益の発生原因を明らかにすることができず、利益計算の正確性について検証することができないためである⁽¹⁹⁾。

ここで、複式簿記の優位性を検証するために単式簿記の記帳に関する設例を用いて論じる⁽²⁰⁾。この設例では、旧従業員における事業の取引を想定して作問している。まず、設例となる図表4では、旧従業員の現金実際有高の把握を行っている。日々の取引には、家賃(家事費は考慮外とする)の支払い、取引先に対する借入れ、業務委託報酬の現金受取り、普通預金口座への預入れ、書籍の購入、業務委託報酬の預金振込、普通預金からの引出しが示されている。

単式簿記では、現金、普通預金、借入金等の、実体のあるものに対して勘定口座を設置して記帳が行える。これを、実体勘定または実在勘定という。一方、単式簿記は複式記入を行うことから、損益取引に該

(14) 片野一郎(1978)によれば、複式簿記は、取引発生による財産の変動について、原因と結果の二側面から記帳を行うことができ、計算上の誤謬を自動的に発見できるという自己検証機能を有していると述べている(片野一郎(1978)『簿記精説(上巻)』同文館、24頁。)

(15) 渡邊泉(2016)『帳簿が語る歴史の真実—通説という名の誤り—』同文館、105頁。

(16) 渡邊泉(2016)、107頁。

(17) 岩田巖(1980)『利潤計算原理』同文館、4頁。

(18) 単式簿記は、簿記と名称を付けるには不完全なものであるが、複式簿記と比較するために、あえて簿記と位置付けた。

(19) 番場嘉一郎(1986)は利益の発生原因を示す損益計算書について、「単式簿記法では、概ね損益計算書の作成が不可能である」述べている(番場嘉一郎(1986)『詳説企業会計原則(全訂版)』森山書店、5頁。)

(20) 設例は、石川純治(1996)『経営情報と簿記システム3訂版』森山書店、3-12頁。を参考にして筆者が加筆修正したものである。

当する収益及び費用の勘定に対して帳簿記入ができない。これは、損益取引は、その取引事実に応じて勘定科目が変化するためである。

例えば、書籍を販売する事業であれば販売用の書籍購入は仕入勘定で処理を行い、飲食店は、業務に必要なものであれば新聞図書費勘定で処理を行う。つまり、収益及び費用に属する勘定は、視覚的に認識することができない、人間（個人事業主）の価値判断が介入するため、名目勘定ともいわれている⁽²¹⁾。

単式簿記で記帳されたものを、各勘定口座に転記を行い、残高を明らかにする。これにより、残高勘定で示されている各勘定の残高による貸借差額で純利益が算出できる。しかし、この純利益は取引を行った結果であり、純利益が発生した原因については明らかにされていない。単式簿記では、会計で最も重要な利益における発生原因と結果の照合が行えない。照合が行えない場合、純利益の正確性を検証することができず、この意味で不明瞭となる。このことから、複式簿記による会計帳簿から財務諸表を作成する必要がある。

5. むすびに代えて

本稿では、新雇用形態導入により生じる従業員側のデメリットを解決するために必要な複式簿記による会計帳簿から財務諸表を作成する必要性について考察した。旧従業員は個人事業主として、自己責任のもと事業における財政状態及び経営成績の把握、税務申告、資金繰りを行わなくてはならない。そのため、大学において複式簿記における原理等の理論や実社会で必要な会計リテラシーについて、誰でも学べる教育環境を整備する必要がある。

先行研究においては、複式簿記に会計帳簿の作成は実務上手数がかかるため、簡素な会計帳簿組織から構築すべきという主張が見受けられる。しかし、複式簿記による記帳はICT (Information and Communication Technology) が発達し、AI (Artificial Intelligence) により自動化され、記帳の作業はデータファイルをソフトウェア又はアプリケーションに取り込むだけである。そのため、上記のような、事務的な煩雑性から複式簿記が行えないという主張は、現在において通用しない。以上のことから、すべての学生が会計の知識及び技術を学べる環境にあり、キャリアを形成するうえで必須のスキルであることは明確である。

図表4 「単式簿記による単式記入及び複式記入」

＜取引例＞	単式簿記による帳簿記入				(単位:円)
	日付	借方	金額	貸方	金額
1/1 現金100,000円を元手にして事業を開始した。	1/1	現金	100,000	元入金	100,000
1/8 家賃30,000円を現金で支払った。	1/8	—	—	現金	30,000
1/10 取引先に現金20,000円を借金した。	1/10	現金	20,000	借入金	20,000
1/15 業務委託報酬80,000円を現金で受取った。	1/15	現金	80,000	—	—
1/20 普通預金口座を開設し現金150,000円を預入れた。	1/20	普通預金	150,000	現金	150,000
1/22 書籍代10,000円を現金で支払った。	1/22	—	—	現金	10,000
1/25 業務委託報酬80,000円が普通預金に振込まれた。	1/25	普通預金	80,000	—	—
1/26 普通預金から50,000円を引出した。	1/26	現金	50,000	普通預金	50,000

出所：石川純治 (1996) 『経営情報と簿記システム 3訂版』森山書店、3-12頁を参考に筆者作成。

(21) 武田隆二 (1991) は「損益勘定の内容は、資本増減の原因を源泉別に表示したものであるから、それ自体、われわれの視覚を通じて認識できるような価値量はない。これに対して、残高勘定の内容は、現金、貸付金、備品というような把握可能な価値量および権利からなる。よって前者を名目勘定と名づけ、後者を實在勘定と名づける」と實在勘定と名目勘定について述べている (武田隆二 (1991) 『簿記 I <簿記の基礎> 4訂版』税務経理協会、94頁。)

高等学校における簿記教育の 一斉学習に関する課題 —複数少人数制授業の提案—

相原 安澄

- 1.はじめに
- 2.一斉学習に関する問題点
- 3.複数少人数制授業の提案
- 4.むすびにかえて

1.はじめに

簿記教育の初学者を対象とした指導において、生徒全員が一斉学習により、知識及び技能を習得させることは困難である¹。また、一斉学習では、生徒の理解度は異なり、補習等により学習目標到達の充足を図るが、実務上、生徒に対して適切な指導を行うことは難しい。上記で示した、一斉学習のデメリットから、簿記教育における指導上の問題が生じている。

富永哲貴・松原孝典・長谷川優・小池稔・廣田正行によれば、「学生間の基礎学力の差が大きく異なり、専門科目を同じレベルで教育することは容易ではない²」と指摘しているように、簿記教育分野に限らず、他の専門分野においても、学力の差がある中で、同一水準の学習を展開していくことは至難である。簿記初学者に一斉学習のみではなく、理解力の分析と精妙な指導を行うことによって、適切な知識及び技能を習得させることができる。

先行研究においては、授業のみで知識及び技能を習得することが困難な生徒を対象に、理解度に応じて補習を前提とした指導計画を事前に作成し、学習面及び精神面の支援を目的とする、包括的指導を行うことを示した³。しかし、授業時間外で補習を実施したとしても、一斉学習を行う授業に参加した際に、学習目標に到達できるとは限らないため、効果的な簿記教育とはいえない。

よって、本稿では高等学校の正課授業外⁴において、個々の指導が可能となる複数少人数制授業という、新しい一斉学習の指導法について提案する。

2.一斉学習に関する問題点

簿記教育において、一斉学習のみで知識及び技能を習得することは困難である。一斉学習では、教員が生徒に対して一方的に授業を行うため、生徒全員が学習内容を理解しているとは限らない。また、学習目標未到達に該当する生徒の把握に教員は相当の時間を要することもある。

このように、生徒各々の理解度が異なる授業環境では、生徒全員に効果的な簿記教育は不可能であり、学習目標未達成の範囲が増えていくことは、教育上望ましくない。また教員も、客観的に生徒各々の理解状況を把握する必要がある。

平成8年の中央教育審議会答申(第一次答申)においては、これからの学校教育の目指す方向として、各々の個性を生かした教育を行うことは極めて重要であり、そうした観点から指導方法の改善として、ティーム・ティーチング、グループ学習、個別学習等の指導方法の改善、その充実を図ることが提言され⁵、一斉学習のみならず、個性を生かした教育が求められるようになった。

担当教員が一人の場合、その教員に質問することができない生徒が出てくる。しかし、ティーム・ティーチングで複数の教員が担当している場合、他の教員に質問することが可能となる。また、グループ学習で議論を交わし、互いに刺激し合うこと、個別学習において個々における理解度の把握をすることも実現できる。生徒各々の得意不得意分野を教員が把握するためにも、一斉学習に限らず、生徒の個性を生かした教育を一斉学習の中に組み込むことで、個々に対応した指導が行える。

その後、平成10年の教育課程審議会答申においては、発達段階を考慮し、学習内容の理解や習熟の過程に応じ、弾力的に学習集団を編成する等の「個に応じた指導」を一層進める必要があると提言され⁶、生徒全員が同一の学習内容ではなく、各々に合った学習内容を展開していくことが重要であるとされた。学習内容の理解や習熟の過程に応じてクラス編成を行うことや、学習集団を編成することで、「個に応じた指導」が行えるようにする。

これらを踏まえ、平成10年に改訂された学習指導要領においては、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実させる観点から、「個に応

じた指導」の方法として、個別指導やグループ別指導に加えて「学習内容の習熟程度に応じた指導」が示されている⁷。学習内容の習熟程度に応じた指導をすることで、生徒各々の理解力や学力に対応した進捗で、学習目標到達に向けて学習を進めることが可能である。

濱田峰子も「学生の理解度を早期に、かつ総合的に確認できる個別対応、机間指導の実施が可能な少人数の習熟度別クラス編成が不可欠である。」⁸と述べているように、充実した教育を行うため、個々に対応可能な指導が求められている。そのため、一斉学習に限らず、授業の中でも可能な限り、個々の対応が可能である複数少人数制授業が必要である。

3. 複数少人数制授業の提案

千葉商科大学（以下、「本学」とする。）会計教育研究所の実践の場である瑞穂会（以下、「瑞穂会」とする。）では、日本商工会議所主催簿記検定試験（以下、「日商簿記検定」とする。）の資格取得のための指導を行っている。その中でも簿記初学者が多い、日商簿記検定3級講座での指導を事例とし、高等学校における効果的な簿記教育の提案を示す。

瑞穂会とは、本学の学生を対象に無料で開講している資格取得講座であり、日商簿記検定1級～3級、税理士試験会計科目（簿記論、財務諸表論）の指導を行っている。今回対象とする日商簿記検定3級講座は、6月検定向け（講座期間：4月から6月）、11月検定向け（講座期間：8月から11月）、2月検定向け（講座期間：12月から2月）の年3回の開講となっている。

複数少人数制授業案の対象となるのは、11月検定向け（講座期間：8月から11月）の講座である。この講座は、8月から開始し、11月の検定試験を目指すクラスであり、検定までの期間が比較的長いため、個々に合わせた指導を長期間に亘って実践できる。この講座への参加学生の対象は大きく4つに分けられる。

瑞穂会に入会する学生の学習レベル

1. 高等学校において学習済み、検定試験受験経験あり
2. 高等学校において学習済み、検定試験受験経験なし
3. 大学の正課授業において学習経験あり
4. 簿記の学習経験なし

このようにスタートの時点で差があるため、これらの受講生が同じ教室にて一斉学習することで、より理解度の差が広がってしまう恐れがある。よって、学習目標到達度によって教室を分け、個々のレベルに合わせて指導していくことが効果的な簿記教育につながる。

まず、図表1で表した先行研究において、授業外に補習を組み込み、学習目標到達が困難な生徒に対して、学習面と精神面を包括的に支援するための包括的指導計画案（略）を記している。簿記初学者にとっては、知識及び技能を習得するには多くの学習時間を要するため、学習面だけではなく、精神面も支援していく必要がある。そのため、授業内での学習の他に、補習時間を計画し包括的に支援していくことを意図として作成した。

図表1 「先行研究における包括的指導計画案（略）」

講義期間	授 業 内	授 業 外
	授 業	補 習
7月～8月	テキストを使用して講義・電卓練習	大学の授業等で講義に参加不可能な学生を対象として補習を行う。
9月～10月中旬	パート別問題	質問がある学生に随時対応する。（授業がない場合でも希望者がいれば補習）
10月中旬～11月	模擬試験問題と解説・見直し	模擬試験75点未満を対象として補習
	検定試験	

出所：筆者作成。

先行研究を示した際は、大学の正課授業期間の関係で7月から瑞穂会講座を開講することが可能であったが、現在、正課授業期間が延長されることになったため、今回は8月からの講座開講と変更している。

先行研究での包括的指導計画案は、講座開始の7月から8月は、テキストを使用し、基礎知識の習得及び電卓練習を行った。また、授業外の補習として、大学の正課授業等で講義に参加不可能であった学生を対象として補習を施した。

9月から10月中旬までは、テキスト指導で習得した基本的な知識及び技能を活かして、パート別問題に取り掛かる⁹。その後、模擬試験問題へと学習レベルの向上を図る。同時に授業外の時間で、質疑応答や、授業を欠席した学生への個別指導を行った。

しかし、授業外の時間に補習を行い、フォローをしたとしても、授業時間内で理解度に合わせた学習をしなければ、個々にとっての効果的な学習にはならない。そこで、授業時間内に補習を組み込むことで、授業時間も個々の学習目標に沿った、充実した学習が行えるよう複数少人数制授業計画を提案する¹⁰。

図表2は、複数少人数制授業計画案であり、包括的指導計画案との大きな違いは、授業内に補習クラ

スが追加されたことである。授業時間であっても、学習目標未到達の学生等に対して、個別指導を行い、個々に合わせた効果的な学習をしていくことが求められる。

複数少人数制授業計画案は、授業内で補習クラスを設け、教室を分けて実施するため、教員は2名以上必要となる。また、一斉学習を実施する授業と補習クラスを比較すると進捗状況は異なるが、最終目標は一致するため、学習範囲は同等に設定する。このことから、2つの教室において講義が行われるため、同一教室では実施が不可能である。

今回の計画案では、新型コロナウイルス感染拡大のため、緊急事態宣言が発令されたことにより、オンライン授業¹¹での開始となった。そのため、授業開始時では、理解度の差を把握することが困難であった。専門性の高い科目については、ほとんどの学生が同様に初学者であるため、習熟度に差がなく、クラス編成のしようがない¹²という見解があるように、学習の導入段階での理解度の把握には厳しいものがあつた。オンライン授業の際は一斉学習を行い、随時質問対応が可能となるように個々の対応を行っていた。

緊急事態宣言が解除となつてからは、対面授業を再開し、授業の中で補習クラスを設け、理解度の低

図表2「複数少人数制授業計画案」

講義期間	授 業 内		授 業 外
	授業クラス	補習クラス	補 習
8月～9月	テキストを使用して、講義・電卓練習	質問や再度説明が必要な場合、随時対応。一斉学習目標未達成の学生に対して補習。	質問対応及び授業欠席者へのフォロー
10月	パート別問題 模擬試験問題と解説・見直し (※受験可能な学生は随時ネット試験を受験)	再びテキスト指導にて基礎知識を習得させる。	質問対応及び授業欠席者へのフォロー
11月上旬	模擬試験問題と解説・見直し パート別問題 (※受験可能な学生は随時ネット試験を受験)	パート別問題で個々の理解度を把握し、授業クラスへとシフトさせる。	質問対応及び授業欠席者へのフォロー
11月中旬	難易度の高い模擬試験問題・見直し、質疑応答 (※受験可能な学生は随時ネット試験を受験)	模擬試験問題で70点未満を対象として、解説・見直し	質問対応及び授業欠席者へのフォロー
検定試験			

出所：筆者作成。

い学生に対して、再びテキスト指導を行った。「日商簿記3級のような学外試験への対応には特に、基礎学力が不足している学生へのケアが重要である。」¹³という意見があるように、資格取得を目指す学生各々に合った指導をするために、導入から早い段階で理解度を見極める必要がある。

このように、学習目標未達成の学生に対しては、再びテキスト指導により簿記の基礎知識を習得させ、段階的に指導を行う。また、検定試験受験レベルに達した学生に対しては、受験指導へと切り替えていくことが可能である。よって、個々に合わせた受験指導を行うことが制度上可能となった¹⁴。

実際に、複数少人数制授業計画案の通り検定指導を行った結果、授業時の補習クラスには当初2名の学生がいた。その後、パート別問題を用いて学習目標が達成していない学生3名を追加で補習クラスに所属させ、検定直前期は、全員を受験指導へとシフトさせた。

その後、模擬試験問題での点数を参考にクラス分けをし、70点以下を補習クラス対象とした。補習クラスでは解説を行い、一斉学習クラスでは、質疑応答及び難易度の高い模擬試験問題を行った。また、70点以上点数を取った学生においても、希望があれば補習クラスに移動できるよう設定したため、一斉学習クラスと補習クラスを行き来する学生も多数見受けられた。

当初の2名は、オンライン授業で理解が困難だったため、テキストの始めから改めて学習を進めた。当該学生からは、「オンライン授業で内容を理解することが困難で諦めようかと思ったが、簿記の資格を取りたかったので、諦めずに学習すると決めた。補習クラスでの丁寧な対応や、質問対応が良かった。自分に合った指導をしてくれたので、簿記の学習が好きになった。この後も上級を目指して学習したい。」や「学習を始めた際は授業について行けず、どうなることかと思ったが、細かく指導してくれて助かった。」という声があった。しかし、「補習クラスに行くことが恥ずかしくて、行けなかった。もっと早くから補習クラスで学習したかった。」という意見もあった。

日商簿記検定3級講座クラスは受講生25名であったが、計21名が合格した。当初から補習クラス

に所属していた2名の学生は共に検定試験に合格することができた。一方、途中で補習クラスに合流した3名のうち2名は不合格となったことから、学習の導入から早い段階で学生各々の理解度を把握し、個々に合った指導が重要であることが判明した。

4. むすびにかえて

本稿では、一斉学習を行う授業の中に複数少人数制授業を組み込み、個々に合わせた授業を行うことにより、効果的な簿記教育が可能になる指導法について提案した。簿記教育にとって、基本的・基礎的な知識及び技能は学習を進める上で重要である。

一斉学習の中に複数少人数制授業という形で生徒各々の学習到達度を把握し、個々の学習目標に合わせて授業を行うことで、「個に応じた指導」が簿記教育においても可能になる。このように、生徒に対して一方的に授業をするだけでなく、個々に合った指導をしていくことが、簿記を学習する生徒にとって効果的な簿記教育となる。

- 1 一斉学習とは、原則として一人の教員が全体に、同一内容、同一進度で学習させる方法である。(時事通信出版局編『教育用語の基礎知識』時事通信社,2021年9月,14頁。)
- 2 富永哲貴,松原孝典,長谷川優,小池稔,廣田正行「産業技術短期大学における初年次数学教育の習熟度別クラス編成」『日本科学教育学会年会論文集』40巻,2016年,日本科学教育学会,407頁。
- 3 相原安澄「簿記・会計教育における包括的指導計画の提案」『会計教育研究』Vol.3,2017年3月,千葉商科大学会計教育研究所,24~30頁。
- 4 正課授業外とは、部活動や資格取得のための講座及び検定受験のための補習を示す。
- 5 文部科学省「中央教育審議会 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701h.htm(アクセス:2021,10,20))を参照されたい。
- 6 文部科学省「個に応じた指導」に関する学習指導要領上の規定の経緯(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/005/gijiroku/03070202/006.htm(アクセス:2021,10,20))を参照されたい。
- 7 文部科学省「個に応じた指導」の一層の充実(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1399860.htm(アクセス:2021,10,20))を参照されたい。
- 8 濱田峰子「簿記教育における習熟度別クラス編成」『星稜論苑』44号,2015年12月,金沢星稜大学学会短期大学部会,38~39頁。
- 9 パート別問題とは、教員各自が作成した問題を分野別に分けて解く練習問題である。
- 10 複数少人数制授業は、授業の進捗は異なるが、最終目標は同等である。それに対して、習熟度別授業は、習熟度によってクラス編成を行い、クラスごとに適した授業内容により学習をするため、授業目標が異なる。
- 11 オンライン授業とは、テキスト及び問題集を使用した、リアルタイム配信によるものである。
- 12 庄司豊,井上秀一,掛谷純子「簿記教育における習熟度別クラス編成の教育効果」『京都女子大学現代社会研究』22号,現代社会研究,2020年1月,31頁。
- 13 山根陽一「簿記初学者の特性に関する関連性分析—学力指標と学修達成度の関連を中心として—」『簿記研究』第1巻第1号,2018年3月,日本簿記学会,41頁。
- 14 日本商工会議所が2021年度から検定試験の受験方法を改定し、統一試験、団体試験、ネット試験の3種類の受験方法が公表された。この受験方法の改定により、今までは全員が同日の検定試験日に統一試験を受験していたが、統一試験よりも早い段階で受験レベルに達した学生はネット試験を受験することが可能となった。日本商工会議所「新たな日商簿記検定試験について(<https://www.kentei.ne.jp/33772>(アクセス:11月1日))」を参照されたい。

◆2021年度 瑞穂会報告

会計教育研究の実践の場である「瑞穂会」では、受験者が減少傾向にある会計資格を指導・周知させることで会計教育の発展に寄与するための研究・指導を行っております。2021年度の活動は以下のとおりです。

1. 第71回税理士試験講座

○現役生が税理士試験簿記論・財務諸表論・消費税法に科目合格しました！

今年度の税理士試験・簿記論合格者数は1,841名(受験者数11,166名・合格率16.5%)・財務諸表論合格者数は2,196名(受験者数9,198名・合格率23.9%)・消費税法合格者数は726名(受験者数6,086名・合格率11.9%)でした。2021年度の税理士試験結果は以下のとおりです。

第71回税理士試験

受 験 回	第71回		
	簿記論	財務諸表論	消費税法
受 験 者 数	5名	8名	2名
合 格 者 数	3名	5名	1名
瑞穂会合格率	60.0%	62.5%	50.0%
全国合格率	16.5%	23.9%	11.9%

2. 資格の学校TAC主催

簿記チャンピオン大会(1級の部)

簿記チャンピオン大会では6月大会で入賞しました。

2021年6月大会	
団体戦	全国優勝 3位入賞
個人戦	全国優勝 3位入賞

3. 日本商工会議所簿記検定講座

日本商工会議所簿記検定結果は以下のとおりです。

日本商工会議所簿記検定は試験日を定めた統一試験といつでも受験可能なネット試験が併用されて実施しています。

日本商工会議所簿記検定1級結果

受 験 回	第158回	第159回
受 験 者 数	20名	45名
合 格 者 数	3名	8名
瑞穂会合格率	15.0%	17.8%
全国合格率	9.8%	10.2%

日本商工会議所簿記検定2級結果

受 験 回	第157回 ^{*1}	第158回	第159回
受 験 者 数	69名	86名	81名
合 格 者 数	11名・15名 ^{*2}	40名・10名 ^{*3}	40名・4名 ^{*4}
全国合格率	8.6%	24.0%	30.6%

*1 第157回は2021年2月28日実施。

*2 11名は統一試験、15名はネット試験の合格者です。

*3 40名は統一試験、10名はネット試験の合格者です。

*4 40名は統一試験、4名はネット試験の合格者です。

日本商工会議所簿記検定3級結果

受 験 回	第157回 ^{*1}	第158回	第159回
受 験 者 数	11名	88名	25名
合 格 者 数	8名	51名・9名 ^{*2}	6名・15名 ^{*3}
全国合格率	67.2%	28.9%	27.1%

*1 第157回は2021年2月28日実施。

*2 51名は統一試験、9名はネット試験の合格者です。

*3 6名は統一試験、15名はネット試験の合格者です。

千葉商科大学会計教育研究所

所 長 谷 川 喜美江

助 教 相 原 安 澄

執筆者紹介

- 谷 川 喜美江 - 会計教育研究所所長、千葉商科大学商経学部教授
- 中 村 元 彦 - 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授、公認会計士、税理士
- 渡 邊 圭 - 千葉商科大学基盤教育機構准教授
- 久保田 俊 介 - 千葉商科大学基盤教育機構助教
- 相 原 安 澄 - 千葉商科大学会計教育研究所助教

2022年3月20日発行

会計教育研究 Vol.8

編集発行者 千葉商科大学
会計教育研究所
発 行 所 〒272-8512
千葉県市川市国府台1-3-1
電話 047-371-6766
印 刷 所 有限会社 銀座タイプ印刷社

ISSN 2189-2822

CUC 千葉商科大学
Chiba University of Commerce